

本願寺史料研究所報

第 63 号

発行所

本願寺史料研究所

〒六〇〇―八二六八

京都市下京区七条大宮上ル

龍谷大学大宮図書館内

電話

〇七五―三四三―三三一

内線(五四一八)

発行者

所長 赤松 徹眞

発行日

二〇二二年九月三〇日

〔史料紹介〕
性応寺了尊筆「御堂奏楽記」

尾崎 誠仁

一 解題

本史料は本願寺所蔵である。縦二二・六cm×横一四・三cm。墨付四五丁。本願寺史料研究所保管の写真版に依り翻刻を行った。『本願寺史』第二卷(一九六八年)には一部写真が紹介されている(5ウ・6才部分)。

「御堂奏楽記」の名称は、後補表紙に墨書された外題で、原史料中には見られない。史料整理に従事した上原芳太郎氏による命名、あるいは当時本願寺内に伝来した呼称を上原氏が改めて筆記したものと考えられよう。同

じく後補表紙に「寛永二三四年」と記すが、実際には寛永五年(一六二八)報恩講までの奏楽記録を収める。なお、上原氏は自著で御堂奏楽の始まりに言及しているが、「法流故実条々秘録」の記載に依るのみで、本史料は紹介されていない(『准如上人芳蹟考』・『本願寺秘史続編』)。

記主は性応寺了尊(一五八二―一六三八)である。筆跡の考定については『慶長日記』・『元和日記』・『西光寺古記』の各解説を参照されたいが、本史料中にも名が見える「侍従」(二雄、了尊息。22才等)に寺号が注記されないという点も了尊日記の特徴である。西光寺祐俊(一五九七―一六八二)筆「從寛永元_子寛文十一_亥年迄御一家衆座配四十八年之間新来書加逝去加丸跋」(本願寺史料研究所所蔵、京都九条西光寺旧蔵文書)によれば、性応寺一雄は元和五年(一六一九)二月六日、十四才で得度。寛永七年九月十日、二十五才で父了尊に先立ち逝

去している(卒後法名了胤)。「西光寺古記」「解説」では寛永十五年正月の了尊逝去以後に作成された諸記録の記主を一雄とするが、再考を要すであろう。

侍従一雄の他、寺号を帯さない奏楽衆である「教誓」(1才等)に注目したい。

寛永五年八月朔日、森忠政母妙向三十三回忌逮夜の御文拝読役に関し、自身に役が巡るかどうか教誓が伺を出して、翌二日の日中には筆策で出仕する奏楽衆の中に教誓の名が見える(「西光寺古記九」・42才等)。また寛永元年十二月十日には了尊の要請を受け、伏見での葬礼へ御堂衆教誓が帯同している。この時は当初伏見より御堂衆西光寺祐従の同道が請われたが、所労のため出向し難き旨を伝えたところ、「何成共御堂衆一人同道候へと申来候間、則西光寺子息教誓同道候て参り申候」とて、教誓が了尊とともに葬儀を執行した(「西光寺古記二十一」)。

寛永八年には未だ寺号を帯さないが、翌九年九月二十三日の准如三回忌逮夜に「正光寺教誓」として御文を拝読している(「西光寺古記三」)。教誓の父祐従(7才等)は寛永四年正月に逝去しているので(「西光寺古記十七」)、本史料中22才の「西光寺」は、兄の祐俊と見て然るべきであろう。

(おぎき せひと

浄土真宗本願寺派宗学院研究生

元本願寺史料研究所臨時勤務員)

二 凡例

- 一、本願寺所蔵「御堂奏楽記」を翻刻した。
- 一、翻刻にあたり原本の体裁を損ねないよう努めたが、適宜体裁を整えた。
- 一、字体は原則として現在通用のものに改めたが、原本通りとした箇所もある。
- 一、適宜、読点「、」や並列点「・」を付した。
- 一、翻刻者による傍注は()で示した。

三 史料翻刻

(後補表紙)

「寛永二三四四年

御堂奏楽記 完」

(原表紙)

「寛永二乙丑季霜月ヨリ毎月楽之次第

同三丙寅歳

同四丁卯稔

「

寛永二乙丑季霜月報恩講ヨリ、初テ楽コレアリ
廿一日 御太夜

笛 御児御所様

琴 阿古御所様

音頭

笙 阿茶々御所様

筆策 教誓

「(1才)

廿二日	五常楽・鶏徳	琴	御児御所様		廿七日	賀殿楽	笛	御児御所様	
音頭	篳篥	阿古御所様		音頭	琴	阿古御所様			
笙	阿茶々御所様			笙	阿茶々御所様				
	金宝寺			篳篥	教誓				
廿三日	胡飲酒破	琴	阿古御所様		廿八日	太平楽	琴	御児御所様	
音頭	笙	阿茶々御所様		音頭	篳篥	阿古御所様			
	篳篥	教誓		笙	阿茶々御所様				
	笛	炤善寺		篳篥	教誓				
廿四日	酒胡子	琴	御児御所様		笙	金宝寺			
音頭	篳篥	阿古御所様		テオカレ候					
	笛	西宗寺		如右書付ラレ、後堂ノヤリ戸ニ、ハリツケ					
	笙	専福寺							
廿五日	郎君子・越殿楽	笛	御児御所様		一御逮夜ニハ乱声ニテ御出仕ナサレ候敷、楽				
		琴	阿古御所様		無之候力、廿四日ノ御太夜ヨリ楽有之				
音頭	笙	阿茶々御所様		廿四日	御待夜	越殿楽			
	篳篥	教誓		笛	御児御所様	同音	西宗寺		
廿六日	武徳楽	琴	御児御所様		琴	阿古御所 （様脱力）			
音頭	篳篥	阿古御所様		笙	阿茶々様	同音	専福寺		
	笛	阿茶々御所様		廿五日	御迨夜	千秋楽			
	笙	金宝寺		笛	御児御所様	同音	炤善寺		
				琴	阿古御所様	同音	炤善寺		
				笙	阿茶々御所様	同	金宝寺		
				廿六日	御選夜	輪台			

笛 御児御所様 西宗寺
 琴 阿古様^(御所脱力)
 笙 阿茶々様 金宝寺
 廿七日 御太夜 青海波
 笛 御児御所様
 琴 阿古御様^(所脱力)
 笙 阿茶々御所様
 役人衆ノ覚
 一 鞆鼓 西光寺祐従、但西光寺指合候時ハ金
 藏寺正知也
 一 鉦鼓 西覚寺善照・光慶寺
 一 太鼓 延寿寺玄智、隙入候時ハ西宗寺乗教
 一 笙 金宝寺・慶崇寺了栖・専福寺空念
 一 笛 浄照坊常春・西宗寺乗教・炤善寺道
 円也
 一 琵琶 本専寺空玄
 一 上様、乱声ニテ御着座
 一 御着座アリテ、ネトリ
 一 ネトリ過テ伽陀、付物アリ
 一 伽陀過テ御登高座ノ樂アリ
 一 樂過テ御私記初ル
 一 御式過テ樂アリ
 一 樂過テ回向ノ伽陀
 一 (8才)

惣
 一 乱声ニテ御着座
 一 ネトリ過テ伽陀
 一 伽陀過テ御式
 一 御式過テ樂アリ
 一 樂過テ回向ノ伽陀
 (白紙)
 同年十二月廿八日ノ樂 賀殿・胡飲酒
 鞆鼓 西光寺
 鉦鼓 西覚寺
 笙 金宝寺・専福寺
 笛 西宗寺・炤善寺
 琵琶
 寛永三丙寅歳正月廿八日
 樂、初ハ酒胡子、後ハ陵王ノ破
 二月廿八日ノ樂 小娘子・夜半樂
 三月廿八日ノ樂 陵王ノ破・賀殿樂也
 四月廿八日 鶏徳・越殿樂
 閏四月廿八日 納蘇利・林訶・入破・諷踏
 五月廿八日 抜頭・三台ノ急也
 六月廿八日 賀殿・陵王ノ破
 七月廿八日 菩薩・新羅陵王
 一 (9ウ)
 一 (9ウ)
 一 (9ウ)
 一 (9ウ)
 一 (10ウ)
 一 (10ウ)
 一 (11ウ)
 一 (11ウ)
 一 (12才)

八月廿八日 扶南・延喜楽			九月廿八日 納蘇利・林訶			十月廿八日 賀殿・陵王ノ破		
						〔(12ウ)〕		
〔寛永三年〕 同年 報恩講中 楽之次第			廿一日 御太夜 越殿楽			同 御迺夜		
阿古様 御琴			千秋楽 新御所様 御琴			阿古様 御筆簞		
阿茶々様 御笙			阿古様 御筆簞			阿茶々様 御笛		
〔(13才)〕			廿五日 御日中			〔(16才)〕		
廿二日 御日中			入破 阿古様 御琴			同 御迺夜		
林訶 新御所様 御琴			阿茶々様 御笛			輪台 阿古様 御琴		
阿古様 御筆簞			阿茶々様 御筆簞			〔(17才)〕		
阿茶々様 御笙			〔(13ウ)〕			廿六日 御日中		
夜半楽 阿古様 御琴			陵王 阿古様 御筆簞			賀殿 阿古様 御琴		
阿茶々様 御笙			同 御迺夜			同 御太夜		
〔(14才)〕			同 御迺夜			蘇合 新御所様 御琴		
廿二日 御逮夜			阿古様 御筆簞			阿古様 御筆簞		
竹林 新御所様 御琴			阿茶々様 御笛			〔(18才)〕		
阿古様 御筆簞			〔(14才)〕			廿七日 御日中		
阿茶々様 御笛			同 御太夜			阿茶々様 御笙		
〔(14ウ)〕			胡飲酒 新御所様 御琴			同 御迺夜		
阿古様 御筆簞			阿茶々様 御笛			〔(17才)〕		
同 御待夜			〔(14才)〕			白柱 阿古様 御琴		
阿古様 御筆簞			〔(14才)〕			阿茶々様 御笙		
〔(14才)〕			〔(14才)〕			〔(15才)〕		
〔(14才)〕			〔(14才)〕			〔(15才)〕		
〔(14才)〕			〔(14才)〕			〔(15才)〕		
〔(14才)〕			〔(14才)〕			〔(15才)〕		
〔(14才)〕			〔(14才)〕			〔(15才)〕		
〔(14才)〕			〔(14才)〕			〔(15才)〕		
〔(14才)〕			〔(14才)〕			〔(15才)〕		
〔(14才)〕			〔(14才)〕			〔(15才)〕		
〔(14才)〕			〔(14才)〕			〔(15才)〕		
〔(14才)〕			〔(14才)〕			〔(15才)〕		
〔(14才)〕			〔(14才)〕			〔(15才)〕		
〔(14才)〕			〔(14才)〕			〔(15才)〕		
〔(14才)〕			〔(14才)〕			〔(15才)〕		
〔(14才)〕			〔(14才)〕			〔(15才)〕		
〔(14才)〕			〔(14才)〕			〔(15才)〕		
〔(14才)〕			〔(14才)〕			〔(15才)〕		
〔(14才)〕			〔(14才)〕			〔(15才)〕		
〔(14才)〕			〔(14才)〕			〔(15才)〕		
〔(14才)〕			〔(14才)〕			〔(15才)〕		
〔(14才)〕			〔(14才)〕			〔(15才)〕		
〔(14才)〕			〔(14才)〕			〔(15才)〕		
〔(14才)〕			〔(14才)〕			〔(15才)〕		
〔(14才)〕			〔(14才)〕			〔(15才)〕		
〔(14才)〕			〔(14才)〕			〔(15才)〕		
〔(14才)〕			〔(14才)〕			〔(15才)〕		
〔(14才)〕			〔(14才)〕			〔(15才)〕		
〔(14才)〕			〔(14才)〕			〔(15才)〕		
〔(14才)〕			〔(14才)〕			〔(15才)〕		
〔(14才)〕			〔(14才)〕			〔(15才)〕		
〔(14才)〕			〔(14才)〕			〔(15才)〕		
〔(14才)〕			〔(14才)〕			〔(15才)〕		
〔(14才)〕			〔(14才)〕			〔(15才)〕		
〔(14才)〕			〔(14才)〕			〔(15才)〕		
〔(14才)〕			〔(14才)〕			〔(15才)〕		
〔(14才)〕			〔(14才)〕			〔(15才)〕		
〔(14才)〕			〔(14才)〕			〔(15才)〕		
〔(14才)〕			〔(14才)〕			〔(15才)〕		
〔(14才)〕			〔(14才)〕			〔(15才)〕		
〔(14才)〕			〔(14才)〕			〔(15才)〕		
〔(14才)〕			〔(14才)〕			〔(15才)〕		
〔(14才)〕			〔(14才)〕			〔(15才)〕		
〔(14才)〕			〔(14才)〕			〔(15才)〕		
〔(14才)〕			〔(14才)〕			〔(15才)〕		
〔(14才)〕			〔(14才)〕			〔(15才)〕		
〔(14才)〕			〔(14才)〕			〔(15才)〕		
〔(14才)〕			〔(14才)〕			〔(15才)〕		
〔(14才)〕			〔(14才)〕			〔(15才)〕		
〔(14才)〕			〔(14才)〕			〔(15才)〕		
〔(14才)〕			〔(14才)〕			〔(15才)〕		
〔(14才)〕			〔(14才)〕			〔(15才)〕		
〔(14才)〕			〔(14才)〕			〔(15才)〕		
〔(14才)〕			〔(14才)〕			〔(15才)〕		
〔(14才)〕			〔(14才)〕			〔(15才)〕		
〔(14才)〕			〔(14才)〕			〔(15才)〕		
〔(14才)〕			〔(14才)〕			〔(15才)〕		
〔(14才)〕			〔(14才)〕			〔(15才)〕		
〔(14才)〕			〔(14才)〕			〔(15才)〕		
〔(14才)〕			〔(14才)〕			〔(15才)〕		
〔(14才)〕			〔(14才)〕			〔(15才)〕		
〔(14才)〕			〔(14才)〕			〔(15才)〕		
〔(14才)〕			〔(14才)〕			〔(15才)〕		
〔(14才)〕			〔(14才)〕			〔(15才)〕		
〔(14才)〕			〔(14才)〕			〔(15才)〕		
〔(14才)〕			〔(14才)〕			〔(15才)〕		
〔(14才)〕			〔(14才)〕			〔(15才)〕		
〔(14才)〕			〔(14才)〕			〔(15才)〕		
〔(14才)〕			〔(14才)〕			〔(15才)〕		
〔(14才)〕			〔(14才)〕			〔(15才)〕		
〔(14才)〕			〔(14才)〕			〔(15才)〕		
〔(14才)〕			〔(14才)〕			〔(15才)〕		
〔(14才)〕			〔(14才)〕			〔(15才)〕		
〔(14才)〕			〔(14才)〕			〔(15才)〕		
〔(14才)〕			〔(14才)〕			〔(15才)〕		
〔(14才)〕			〔(14才)〕			〔(15才)〕		
〔(14才)〕			〔(14才)〕			〔(15才)〕		
〔(14才)〕			〔(14才)〕			〔(15才)〕		
〔(14才)〕			〔(14才)〕			〔(15才)〕		
〔(14才)〕			〔(14才)〕			〔(15才)〕		
〔(14才)〕			〔(14才)〕			〔(15才)〕		
〔(14才)〕			〔(14才)〕			〔(15才)〕		
〔(14才)〕			〔(14才)〕			〔(15才)〕		
〔(14才)〕			〔(14才)〕			〔(15才)〕		
〔(14才)〕			〔(14才)〕			〔(15才)〕		
〔(14才)〕			〔(14才)〕			〔(15才)〕		
〔(14才)〕			〔(14才)〕			〔(15才)〕		
〔(14才)〕			〔(14才)〕			〔(15才)〕		
〔(14才)〕			〔(14才)〕			〔(15才)〕		
〔(14才)〕			〔(14才)〕			〔(15才)〕		
〔(14才)〕			〔(14才)〕			〔(15才)〕		
〔(14才)〕			〔(14才)〕			〔(15才)〕		
〔(14才)〕			〔(14才)〕			〔(15才)〕		
〔(14才)〕			〔(14才)〕			〔(15才)〕		
〔(14才)〕			〔(14才)〕			〔(15才)〕		
〔(14才)〕			〔(14才)〕			〔(15才)〕		
〔(14才)〕			〔(14才)〕			〔(15才)〕		
〔(14才)〕			〔(14才)〕			〔(15才)〕		
〔(14才)〕			〔(14才)〕			〔(15才)〕		
〔(14才)〕			〔(14才)〕			〔(15才)〕		
〔(14才)〕			〔(14才)〕			〔(15才)〕		
〔(14才)〕			〔(14才)〕			〔(15才)〕		
〔(14才)〕			〔(14才)〕			〔(15才)〕		
〔(14才)〕			〔(14才)〕			〔(15才)〕		
〔(14才)〕			〔(14才)〕			〔(15才)〕		
〔(14才)〕			〔(14才)〕			〔(15才)〕		
〔(14才)〕			〔(14才)〕			〔(15才)〕		
〔(14才)〕			〔(14才)〕			〔(15才)〕		
〔(14才)〕			〔(14才)〕			〔(15才)〕		
〔(14才)〕			〔(14才)〕			〔(15才)〕		
〔(14才)〕			〔(14才)〕			〔(15才)〕		
〔(14才)〕			〔(14才)〕			〔(15才)〕		
〔(14才)〕			〔(14才)〕			〔(15才)〕		
〔(14才)〕			〔(14才)〕			〔(15才)〕		
〔(14才)〕			〔(14才)〕					

万歳楽

阿古様 御琴
阿茶々様 御笙

┌(18ウ)

同 御迨夜

青海波

阿古様 御琴
阿茶々様 御笙

┌(19才)

廿八日 御日中

新御所様 御琴

太平楽

阿古様 御箏
阿茶々様 御笛

┌(19ウ)

高麗

納蘇利

阿古様 御琴
阿茶々様 御笛

┌(20才)

十二月廿八日

酒胡子・武徳楽

┌(20ウ)

寛永四丁卯稔正月廿八日 五常楽・太平楽

二月廿八日 胡飲酒・酒胡子

三月廿八日 越殿楽・夜半楽

┌(21才)

四月廿八日 武徳楽・賀殿楽

五月廿八日 颯踏・入破

六月廿八日 郎君子・小娘子

┌(21ウ)

御琴 新門跡様

音頭 箏 簾中ニテ也

阿古様

同 当月初テ也

興門様

同 今月初テ也 西光寺

同 今月初テ也

侍従

同 当月初也

教誓

┌(22才)

同 明覚ノ治部卿

音頭 同前

仏照寺

同 今月初テ也

専福寺

鉦鼓 同

金宝寺

太鼓 同

延寿寺

同 同

西宗寺

同 同

昭善寺

┌(22ウ)

七月廿八日 皇聲急・長慶子^{ゲイ}

御簾中ニテ 御琴

阿古御所様

同前 御笛

阿茶々御所様

同前 御琵琶

御吉御所様

┌(23才)

箏 同

興門様

同 同

西光寺

同 同

侍従・教誓

同 同

治部卿

同 同

仏照寺

同 同

専福寺

同 同

西宗寺

同 同

昭善寺

太鼓 同

延寿寺

鉦鼓 同

金宝寺

┌(23ウ)

八月廿八日 胡飲酒・酒胡子		同	無人ニ付召ニ被遣候		林右兵衛
笛	御得度以後初也	新門様	簞箒	左近	
同		西宗寺	同	教誓	
同		炤善寺	同	無人故御雇ナサレ候	東儀左兵衛
琴	阿古御所様		一十月廿八日ニハ大坂ニ被成御座候故、樂無之		
琵琶	御吉御所様		候也		
簞箒	興門様				
同	西光寺		寛永四丁卯季 報恩講 樂之次第		
同	侍従		廿一日 御太夜		
同	教誓		盤渉 越殿樂 返数如常		
同	左近		御笛	新門様	役人 少輔
太鼓	延寿寺		御琴	阿古様	大進
鉦鼓	金宝寺		御笙	阿茶々様	兵部
			御琵琶	御吉様	大式
			御簞箒	興門様	民部
一廿八日、御日中過、八木隼人佑を以、惣御一家衆ニ被仰出候ハ、不殘御一家衆ニ樂稽古御つけ被成御意候也、各々畏存候通り御返事也			廿二日 御日中		
			五常樂 二返、小娘子 三返		
一九月廿八日 賀殿・陵王 破			御琴	新門様	少輔
笛	阿茶々御所様		御簞箒	阿古様	大進
同	清左衛門		御笛	阿茶々様	兵部
同	無人故召ニ被遣候ト云々 岡少九郎		御ヒハ	御吉様	大式
琵琶	御吉御所様		御ヒチリキ	興門様	民部
笙	明覚ノ治部卿殿		同 御太夜		
同	専福寺		千秋樂 二返		

┌(24才)

┌(24ウ)

┌(25才)

┌(25ウ)

┌(26才)

┌(26ウ)

┌(27才)

┌(27ウ)

┌(28才)

┌(28ウ)

新門様	御琴	少輔	
阿古様	御ヒチリキ	大進	
阿茶々様	御笛	兵部	ㇿ(29才)
御吉様	御ヒハ	大式	
興門様	御ヒチリキ	民部	
廿三日 御日中			
酒胡子	三返		
新門様	御笛	少進	
阿古様	御琴	大進	ㇿ(29ウ)
阿茶々様	御笛	兵部	
御吉様	御ヒハ	大式	
興門様	御ヒチリキ	民部	
廿三日 御逮夜			
拾翠楽			ㇿ(30才)
新門跡様	御笛	少進	
阿古様	御琴	大進	
阿茶々様	御笙	兵部卿	
御吉様	御琵琶	大二	
興門様	筆簞	民部卿	ㇿ(30ウ)
廿四日 御日中			
胡飲酒	三返		
新門様	御琴		
阿古様	御筆簞		
阿茶々様	御笛		
御吉様	御ヒワ		ㇿ(31才)

興門様	御筆簞		
廿四日 御逮夜	竹林		
新門様	御琴		
阿古様	御ヒチリキ		ㇿ(31ウ)
阿茶々様	御笛		
御吉様	御琵琶		
興門様	御筆簞		
廿五日 御日中			
賀殿	二反、陵	二返	
新門様	御笛	少輔	ㇿ(32才)
阿古様	御琴	大進	
阿茶々様	御笛	兵部卿	
御吉様	御ヒワ	大二	
興門様	御ヒチ	民部	ㇿ(32ウ)
廿五日 御対夜			
輪台	二返		
新門様	御笛	少輔	
阿古様	御琴	大進	
阿茶々様	御笙	兵部卿	ㇿ(33才)
御吉様	御ヒワ	大二	
興門様	御ヒチリキ	民部	
廿六日 御日中			
武徳楽	三反		ㇿ(33ウ)
新門跡様	御箏	少進	
阿古様	御ヒチ	大進	

阿茶々様 御笛 兵部卿
 御吉様 御琵琶 大二
 興門様 御筆箒 民部卿
 廿六日 御迺夜
 白柱 二反
 新門様 御箏 少進
 阿古様 御筆箒 大進
 阿茶々様 御笛 兵部
 御吉様 御琵琶 大二
 興門様 御筆箒 民
 廿七日 御日中
 夜半楽 二反
 新門様 御式被遊候
 阿古様 御琴 少進
 阿茶々様 御笙 兵部
 御吉様 御琵琶 大二
 興門様 御筆箒 民部
 廿七日 御待夜
 青海波 二反
 新門様 御笛 少輔
 アコ様 御コト 少進
 阿茶々様 御笙 兵部
 御吉様 御ヒハ 大二
 興門様 御ヒチリキ 民部
 廿八日 御日中

「(34才)」

「(34ウ)」

「(35才)」

「(35ウ)」

太平楽 二反、納蘇利 二反
 新門跡様 御コト 少輔
 阿古様 御筆箒 大進
 阿茶々様 御笛 兵部
 御吉様 御琵琶 大二
 興門様 御筆箒 民部
 (白紙)
 「(天地逆書)
 十二月廿八日
 抜頭・万歳楽」
 寛永五戊辰稔
 正月廿八日
 老君子 二反、三台塩急 二反
 新門様 御箏 大進
 興門様 御筆箒 同 大進
 ヒチ阿古様 笛阿茶々様 ヒワ御吉様ハ御簾中ニテ
 被遊候也
 二月廿八日
 菩薩 一反、新羅陵王 二反
 笛 音頭 新御所様 民部卿
 筆箒 阿古御所様
 笙 阿茶々様

「(36才)」

「(36ウ)」

「(37才)」

「(37ウ)」

「(38才)」

「(38ウ)」

筆簾	興門様	兵部卿	〔39才〕	七月廿六日御太夜ヨリ八月二日迄、森美作 守母儀、卅三回忌ニ付、志上リ申候ニ付、 御法事アリ、仍御日中ニ毎日楽アリ、則廿 六日ノ	〔42才〕
三月廿八日	賀殿	二返、武徳楽	三反	夜ニ入、御書立マワリ申也	
琴	新御所様			廿七日 御日中 夜半楽	
簞簾	阿古様			廿八日 一反 林訶、二反 太平楽	
笛	阿茶々様		〔39ウ〕	廿九日 賀殿 二反	〔42ウ〕
琵琶	御吉様			八月一日 越殿楽 二反	
簞簾	興門様			〇二日 陵王 破 一反	〔43才〕
四月廿八日	夜半楽・鶏徳		〔40才〕	(白紙)	
五月廿八日	颯踏・入破			寛永五戊辰季 報恩講中 楽之覚	
六月廿八日	酒胡子・胡飲酒		〔40ウ〕	廿一日 御迨夜 白柱 二返	
七月七日	林訶・五常楽・夜半楽・蘇香合急・輪台		〔41才〕	新門様 御箏 少輔	〔44才〕
青海波・賀殿・陵王 破				理門様 御簞簾 少進	
七月廿八日	林訶 一反、太平楽 二反		〔41ウ〕	興門様 簞簾 民部卿	
(挿入紙)	寛五辰			廿二日 御日中 武徳楽 三反、賀殿 二返	
七夕				廿二日 御逮夜 竹林 一反	
五常楽・夜半楽・蘇香合・輪台・青海波・賀殿・				新門様 御箏 少輔	
陵王				理門様 御簞簾 少進	〔44ウ〕
				興門様 御簞簾 民部卿	
				廿三日 御日中	〔45才〕

西本願寺における法要雅楽導入とその展開

小野 真龍

一 浄土真宗における

雅楽依用についての研究の意義

浄土真宗教団の法要への雅楽導入については、これまで主題的に研究されることはほとんどなかった。本願寺年中行事の研究自体が、歴史学の対象となつたのが一九六〇年前後のことである。^①近年では、「年中行事を含む本願寺のさまざまな儀式が、戦国期本願寺教団の構造に深く関わって」^②いる、との問題意識から、「番衆制度、頭制度、定衆・常住衆制度」など本願寺直参の果たした諸役が、大きな宗教行事の役割において一つの表現形態をとり、このことが教団の組織化に機能していたことを明らかにする研究が多くなされている。それにともない、蓮如期以降の報恩講の作法次第や儀礼構造についての研究も進められている。^③もっとも、そこから更に立ち入って、本願寺教団の報恩講や大法会において、雅楽がどのように導入され、依用されたかについての研究は皆無といつてよい。しかし、本願寺教団における雅楽依用の様態を探索することは、日本仏教において際だった特徴を

持つ親鸞（一一七三～一二六二）の思想が、実際の社会的存在としてどのような存在形態をとるかということについて、興味深い多くの示唆を与えてくれるはずである。なぜなら、雅楽は天皇を中心とする日本の貴族階級や南都北嶺仏教における音楽文化の精髓であり、それらの階層が中世以降衰微の傾向にあったとはいえ、雅楽と関わることはなお極めて高い世俗的ステイタスの象徴であったからである。

南都北嶺の仏教と決別して、親鸞の師である法然は浄土宗を立てた。往生行として他の行を廃して、称名念仏のみを選び取るという法然の専修念仏の教えは、口称念仏を最重要視するがゆえに中国浄土仏教においても特異であつた善導浄土教に全面的に依拠するものであり、観想行を中心とする伝統的な仏教的行の枠組みを覆すものであつた。さらに親鸞は、法然浄土教が内包する論理を徹底することによつて、阿弥陀如来への信仰の成立も、如来自身からの回向によるものであるとの立場にたつた。このような親鸞の立場からは、口称念仏へと結実する信心も、如来からたまわつたものであり、それゆえ、念仏行は、往生や悟りへ自力で近づく術ではなく、自然に発出する報恩行であるとされた。こういった親鸞の根本思想は、当然真宗の儀礼観にも大きな影響を与える。儀礼は広い意味で行であり、信仰の表現であるからである。上記のように念仏行を捉える親鸞の立場においては、儀礼そのものも本質的に報恩行としてなされるものである。

るから、往生や悟りにとって決定的な要素ではない。むしろ簡素なものでも十分であり、芸術性には拘泥しないものとなる。

さらに、親鸞は、『歎異抄』第六条で、「親鸞は弟子一人ももたずさふらう⁽⁴⁾」と宣言し、「弥陀の御もよおしにあづかりて、念仏まふしさうらうひとを、わが弟子とまふすこと、きはめて荒涼のことなり⁽⁵⁾」と言い、儀礼を共有すべき教団自体の形成にもそもそも積極的ではなかった。それゆえ、第三代宗主覚如(一二七一〜一三五一)は『改邪鈔』で次のように報告している。「(親鸞の)御意巧としてはまったく念仏のこわびき、いかやうに節はかせを定むべしといふ仰せなし」。また「まったく聖人の仰せとして音曲を定めて称名せよといふ御沙汰なし」。なぜなら「音曲さらに報土往生の真因にあらず」だからである。したがって、これを解釈して覚如は、「なまれる『坂東声』をまねび、なまらざるをもまなぶべき御沙汰におよばざるもの⁽⁶⁾」という立場をとる。念仏の音曲よりも「弥陀願力の不思議、凡夫往生の一途」を「自行化他」のつとめとした親鸞を範とし、その「他力の安心よりもよおされて仏恩報謝の起行・作業はせらるべき⁽⁷⁾」と考えた覚如にとっても、念仏の音曲は、基本的には、どのようなものでもよく、素直に、はからいなく仏恩報謝の念が表出されたものであれば、原理的には十分であったのであろう。

しかし、「当初のささやかな同信心仏者のつどいが、

その後しだいに大きくなるにつれて、師匠と弟子、僧侶と俗人の分化がなされ、組織化が進行する⁽⁸⁾」。親鸞の血統を中心に据える、本願寺「教団」が形成されるのがこの覚如の頃と言われるが、その画期の宗主として、覚如は教団の紐帯形成や教団への加入といった組織論的視点においては、儀礼における音楽的要素も重要であるとの認識も示唆している。上記の『改邪鈔』の同じ文中に、浄土の水鳥・樹林の音が人の声色になぞらえられていることに基づいて、「真宗弘興のはじめ、声、仏事をなすいはれあればとて、かの浄土の依報のしらべをまなんで、迦陵頻伽のごとくなる能声をえらんで念仏を修せしめ⁽⁹⁾、万人のききをよろこばしめ、随喜せしめたまひけり」という法然の事跡を肯定的に採り上げている。覚如の意図は、そういった配慮がいきすぎて自意識過剰的に念仏に「節はかせ」をつけ、それによつて往生の得否をはかるような不自然さを戒めたものと思われるが、「万人のききをよろこばしめ、随喜せしめ」ることを否定しているものではない。上記の『改邪鈔』における法然の事績とは、覚如自身が『拾遺古徳伝絵詞』五巻第四段で言及している。すなわち、法然が建久三年に後白河院の菩提のために、七日念仏勤行を興行したというエピソードであるが、覚如は法然の言葉に仮託して声明について次のようにもいっている。

こゑ仏事をなすいはれあれば、極樂の宝樹、宝池のなみのをと、かぜのこゑも、みな苦空をとなへ常樂

をしらぶ、これにならずらへて本願の妙理をあらはし、念仏の気味を皆さんがために五音をととのへ七声をただしくして、かの依正二報を嘆ずべし、しかれば聴聞随喜のたぐひ入宗の方便となりぬべし、利益な⁽¹⁰⁾どかなからんとて、「法然」聖人とりたてたまひけり

元来、浄土經典においては、極楽浄土が麗しい音楽や音に充ちており、その音楽や音は悟りに導く教えを含んだ「法音」であることが明確に示されている。親鸞浄土教の枠組みにおいても、音程や旋律を美しく正しいものにして、阿弥陀仏やその浄土を嘆ずることは、浄土の音声に具現化された「本願の妙理」のよき象徴的表現であると同時に、「念仏のきみ」を増して「入宗の方便」になりうる、と解釈することができると覚如は考えていたのであろう。覚如の時代において、教団としての様々な体裁が整えられはじめるが、このような覚如の音楽観においては、法事における念仏を簡素に執行せんとした親鸞の精神を受け継ぎつつも、同じく法然の事跡に倣って、壮麗な法要や美しい声明を導入し、「入宗の方便」とする許容性が示唆されている⁽¹¹⁾。

ここに、本願寺教団が雅楽と接点を持つ可能性が開けてくる。雅楽は、聖徳太子の時代以降、唐を中心とする東アジアからもたらされた諸々の外来音楽を素材として、平安時代の宮廷において、現行の演奏様式に形成されるとともに、仏教法会の儀式楽としても盛んに用いら

れた。特に十一世紀頃からたびたび催された大寺院における法会では、舞楽をも取り混ぜた舞楽法会形態が定型化される。例えば、『栄花物語』「おむがく」の段における、藤原道長が行った法成寺金堂供養法要中の舞楽の記述は有名である。「舞台の上にて、さまざまの菩薩の舞ども数を尽くし、また童の蝶、鳥の舞ども、ただ極楽もかくこそはと、思ひやりよそへられて見るほどぞ、いと思ひやられて、そのゆゑいとどめでたき⁽¹²⁾」とされ、「衆所の物の音どもいといみじくおもしろし。これみな法の声なり⁽¹³⁾」と語られ、雅楽奏楽が願生浄土の信仰心を喚起せしめうることが示唆されている。また、後一条帝の行幸を待ち受けた左右の龍頭鰐首の雅楽の響の素晴らしさに、「ご覧する御心地、この世のこととも思されず⁽¹⁴⁾」と帝の気持ち⁽¹⁵⁾が推測されている。法会における雅楽・舞楽は、天皇をはじめとする平安時代の最高貴族たちが認める宗教音楽芸術であり、仏教法会の式楽の最高形態であり、南都北嶺の法会儀礼の到達点でもあった。

このような雅楽・舞楽は、本来は自力聖道門の音楽芸術であるという意味において、親鸞の思想や信仰とはコンフリクトを起こしうるものであったし、少なくとも初期の真宗の儀礼においては敬遠すべきものであったはずである。しかし、覚如から始まった教団の組織化は、旧仏教勢力の度重なる弾圧を経て、九条家をはじめとする貴族階級との結びつきを深めるベクトルを持つようになる。本願寺は、十五世紀には青蓮院門跡の庇護下に入り、

さらには第十一代宗主顯如(一五四三～一五九二)の時代の永禄二年(一五五九)には「門跡成り」を果たした。門跡とは、「本来、法皇や法親王ら皇族や摂関家などの貴族が入寺する格の寺院や、その入寺した人自身を示す言葉であったが、この時期には寺院の一つの寺格として、天皇より許されるものとなっていた。本願寺は、第一〇代証如期から門跡勅許を望み始め、その嗣顯如の時に実現する⁽¹⁵⁾」。この門跡成りは本願寺のさまざまな面に影響を与えており、その一つに儀式や荘嚴の変化も挙げられる。門跡成りの二年後、永禄四年(一五六一)の親鸞の三百回忌を契機に、すでに顯如期から儀式や荘嚴の変化が始まっていたが、それは、もっぱら天台宗青蓮院の松泉院と相談しつつ行われており、装束について聖道門の法服が採用されたり、御堂内の開山真影を中心に内陣を旋繞する行道作法が取り入れられるなど、おおよそ天台宗儀礼に倣うものであった。顯如の次代である教如(一五五八～一六一四)・准如(一五七七～一六三〇)の時代から、西本願寺は東西に分立した時代へ移行していき、准如は、西本願寺独自の儀礼体系の整備をすすめていく。その際、門跡寺院にふさわしい天台儀礼をより積極的に取り入れる方向性が強められた。法要中の雅楽奏楽導入もこういった事情の中から生じてくる。本論で紹介する性応寺了尊筆「御堂奏楽記」は、まさに西本願寺に雅楽が導入され始めた現場からその経緯を伝える生々しいドキュメントであり、従来不確定であった西本願寺の法要

への奏楽導入時期について決定的な結論を与える史料である。以下、この史料から読み取れることについて若干の私見を述べたい。

二 「御堂奏楽記」と既公表の御堂奏楽開始時期を示す文献との対比

西本願寺の法要に雅楽が用いられるようになったのは、第十二代宗主准如の時代である。その導入時期については、『増補改訂 本願寺史』第二巻では、二説を並記している。すなわち、A説…寛永二年(一六二五)の報恩講からとする説と、B説…寛永三年(一六二六)からとする説である。さらに、B説においては、良如の琴の奏楽をめぐって、B―1…寛永三年の春とする記述、B―2…寛永三年の霜月二十二日(寛永三年の報恩講)からとする二つの記述がある。『増補改訂 本願寺史』第二巻が、A説の根拠となる文献として挙げているのが、このたび初めて翻刻・公開された「御堂奏楽記」(本願寺蔵)⁽¹⁶⁾である。

B説の根拠となる二つの文献については、すでに翻刻・公開されており、いずれも『真宗史料集成』第九巻に収録されている。以下にその該当箇所を挙げておく。

B―1…西光寺祐俊(慶長二年(一五九七)～天和二年(一六八二))が記した『法流故実条々秘録』(寛文九

年（一六六九）四月編。

御堂御法事ニ樂初リ候ハ、准如上人御代寛永三年丙寅春之比ヨリ出来候也。初之間ハ御児様達、御堂衆へ樂人四・五人ツ、召申御稽古候キ。樂十余リ大方習得ラレ候テ、於御堂ニ被成初候。翌年寛永四丁卯年六月二日ニ当寺内之一家衆四人、明覺寺教從^{筆役}我等筆樂役 仏照寺祐佐^{筆役}性応寺侍從了胤^{筆樂役}、則准如様以御自筆右之役遊ハシ付ラレ被仰渡候。其御自筆我等所ニアリ 則卯六月廿八日御日中ヨリ相勤申候キ。四人へ被仰付^{四人へ被仰付}二・三日之後、興門様准秀筆樂御役被仰渡候。アクルトシ^{アクルトシ}翌年正月ニ摂州・河州御一家衆、年頭之御礼ニ上洛之刻、内陣出仕之御衆へ皆々役被仰付候^{筆、笙、箏等ノ役候面々心次第二光善寺准勝笙ノ役^{教、筆者注}嚴行寺准超光善寺准玄笙常樂寺准惠笙顯証寺准誓笛慈敬寺准智毫撰寺善性筆樂惠光寺良超笙右之衆也。此衆ハ天王寺ノ樂人ニ稽古候。各天王寺近辺ノ家ヲ借一所ニて習被申候。¹⁷}

B―2…光瀬寺乗貞（寛文三年（一六六三））享保七年（一七二二）が記した『御堂衆略譜』（御堂衆の起源から正徳二年（一七一三）までの記録）

御堂ニテ音楽ヲ奏シ玉フコトハ、准如上人ノ御時代ヨリ始レリ。ソノ時ニハ新御門主様良如上人ニハ琴^{寛永三年丙寅霜月廿二ヨリ}ノ役、或ハ笙ヲアソバサル。理門主ニハ本浄寺光恕琵琶ノ役、本徳寺准円ニモ琵琶ヲ弾シ、興門主准秀^{（短筆者注）}ニハ贅^{ヒチリキ}樂、御堂衆昭善寺道円・西宗寺乗教ニハ笛ノ

役、又阿古殿光昌院ニモ琴ノ役ナトニテ、管絃ヲ勤メ玉フナリ。ソノ後ハ御連枝絃ノ役勤玉フ方モ諸国ニ住持シ玉ヒ、或ハ老体ニナラセ玉ヘハ管バカリニテ、御堂衆中コレヲツトム。チカキ此マテ本行寺良從ニハ笛ノ役ヲ勤メ玉フ。内陣衆ノ西光寺ハ贅^{シヤウ}樂、性応寺ハ笙、仏性寺ハ笛、端坊ハ贅^{シヤウ}樂ナドノ役ヲツトメラル。¹⁸

筆者は、令和三年六月十一日に、所定の手続きを経て、「御堂奏樂記」（本願寺蔵）の写真版を閲覧し、写真版の複写を頂いた。本願寺史料研究所の尾崎誠仁氏の協力を得て解析を進めたところ、この文献の資料価値が極めて高いものであることが判明した。まず、この文献は西光寺祐俊の師匠にあたる性応寺了尊の筆になるものであり、寛永二年の報恩講から寛永五年七月の森美作守母の¹⁹三十三回忌法要までの西本願寺御影堂での精細な奏樂記録に寛永五年報恩講の「樂之覚」の一部（十一月二十二日逮夜まで）を加えたものであることが判明した。もとは独立した記録であったものを後世の者がまとめたものと見受けられる。表紙が補われ、上原芳太郎氏によって「寛永二三四年 御堂奏樂記」とタイトルが付けられている。表紙には「寛永二乙丑季霜月ヨリ毎月樂之次第同三丙寅歳 同四丁卯稔」と本録内容の概観が記載されており、白紙の表紙裏に続いて、1才より「寛永二乙丑季霜月報恩講ヨリ初テ樂コレアリ」との明確な記載から

本録が始まっている。次いで、「廿一日 御太夜 音頭 笛 御児御所様 琴 阿古御所様 笙 阿茶々御所様」(一才)と准如の子息がそれぞれ寛永二年の報恩講で奏楽した記録が毎座ごと克明に記載されている。日中法要の各楽目と「音頭」(主管者)の配役が記載され、「如右書付ラレ、後堂ノヤリ戸ニ、ハリツケテオカレ候」(5才)との添え書きがなされている。つまり、法要を取り仕切る立場の者—おそらく准如と思われる—が楽目と配役を定めて実際の法要の際に張り出したというのであるから、極めて真実性の高い記述である。寛永二年の記述においては、最後には御堂衆・一家衆の打楽器を含む寛永二年報恩講での担当楽器の一覧が「役人衆ノ覚」として精細に記載されている。

同様の報恩講奏楽の記録は、翌寛永三年と四年のものも別に精細に記載されており、寛永二年の記載が、寛永三年のものと混同されたものと判断することは極めて難しい。また、筆記者の性応寺了尊も、すでに公開されている翻刻類から寛永五年には奏楽衆の一人として活躍していたことが明確に確認されるので、まさにこの「御堂奏楽記」執筆の時期は、奏楽の当事者であった者といえる。しかも、了尊は寛永十五年(一六三八)に没している⁽²⁰⁾ので、「御堂奏楽記」は遅くとも寛永五年から寛永十五年の間に成立したものであり、そのような記憶が新しい時期に、寛永三年が御堂奏楽開始であったということ⁽²¹⁾を寛永二年と取り違えるということは極めて考えにく

い。

さらに、寛永二年報恩講の配役では、准如の後継者ではあったがいまだ得度していなかった良如(一六一三—一六六二)を「御児御所様」と記載している。しかし、寛永三年の報恩講ではすでに得度後であるので「新御所様」、寛永四年では「新門跡様」と区別して表記しており、年代の記録が一年ずつずれたということも想像したい。一方で、西光寺祐俊の『法流故実条々秘録』は、寛永年間からはかなり時間を隔てて、祐俊の晩年の寛文九年(一六六九)四月に「近代のことは先師の談話と野子(祐俊)が見聞いたことを書きつけた」⁽²²⁾ものであり、記録文献の精度としては、当事者がほぼリアルタイムで記述した「御堂奏楽記」の方が格段に高いといえる。

結論としては、「御堂奏楽記」の記載から寛永二年の報恩講から奏楽が始まっていることは確実といえるので、『法流故実条々秘録』の「御堂御法事ニ楽初り候ハ、准如上人御代寛永三年丙寅春之比ヨリ出来候也。」という記述は、端的にいつて訂正されねばならないといつてよいであろう。学術的には、一般にアクセスできる文献にもとづくべきであるので、現時点まではB説に基づいて発言がなされる趨勢にあった⁽²³⁾。しかしながら、このたびの「御堂奏楽記」の翻刻・公開によって、西本願寺の御堂での法要奏楽開始時は「御堂奏楽記」に記されているとおり寛永二年報恩講からであることが学術的な共通認識になっていくと思われる。

以下において、「御堂奏楽記」を前提にして、雅楽導入の経緯を示す上記既出資料について、若干の検証を行っておく。

『法流故実条々秘録』の「翌年寛永四丁卯年六月二日二当寺内之一家衆四人、明覚寺 教徒 笙役 我等 筆簾役 仏照寺 祐佐 笙役 性応寺 侍従了胤 筆簾役、則准如様以御自筆右之役遊ハシ付ラレ被仰渡候。其御自筆我等所ニアリ 則卯六月廿八日御日中ヨリ相勤申候キ。二・三日之後、興門様准秀筆簾御役被仰渡候。」の部分については、「御堂奏楽記」でも、寛永四年六月二十八日の法要の配役は「六月廿八日 郎君子・小娘子（21ウ） 御琴、新門跡様 音頭 筆簾 簾中ニテ也 阿古様 同 当月初テ也 興門様 同 今月初テ也、西光寺 同 今月初テ也 侍従 同 教誓（22才） 笙 当月初也 明覚ノ治部卿 同 同前 仏照寺 音頭 同 専福寺 鉦鼓 今月初テ也 金宝寺 太鼓 延寿寺 笛 西宗寺（22ウ） 同 炤善寺（23才）」と記録されており、興門様（筆簾）、西光寺（「我等」 筆簾）、明覚寺（笙）、仏照寺（笙）がそれぞれ、はじめて奏楽した旨が記載され、指定された楽器も双方とも合致している。この部分については「御堂奏楽記」が『法流故実条々秘録』の記述の正しさを裏書していることになる。

また、『御堂衆略譜』には「ソノ時ニハ新御門主様良如上人ニハ琴ノ役、或ハ笙ヲアソバサル」との記述があるが、「御堂奏楽記」には寛永二年の報恩講日中法要の記載中に「廿二日 五常楽 鶏徳 音頭 琴 御児御

所様 筆簾 阿古御所様 笛 阿茶々御所様 笙 金宝寺（1ウ）」との記載があり、良如（御児御所様）は、寛永二年の報恩講ですでに琴を弾いている。また、「御堂奏楽記」を見る限り、良如は、寛永二年から五年の報恩講前までは笙を吹いた形跡はない。⁽²³⁾

また、『御堂衆略譜』の「理門主ニハ本浄寺光恕琵琶ノ役、本徳寺准円ニモ琵琶ヲ弾シ、興門主准秀ニハ簫、御堂衆昭善寺道円・西宗寺乗教ニハ笛ノ役、又阿古殿光昌院ニモ琴ノ役ナトニテ、管絃ヲ勤メ玉フナリ」といった担当楽器については、「御堂奏楽記」の寛永二年の音頭衆や役人衆の記載を見ると、「阿古様」（本浄寺光恕）⁽²⁴⁾は琴、「炤善寺道円」と「西宗寺乗教」は笛であり、また、寛永四年の七月二十八日の宗祖の命日法要の奏楽担当を見ると「御吉御所様」（本徳寺准円）は琵琶、「興門様」（興正寺門主准秀）は筆簾を担当しているので、寛永二年から寛永五年報恩講前までは、「阿古様」以外の担当楽器の記載は合致している。

ちなみに、「御堂奏楽記」の記載範囲内においては、「阿古様」が奏楽する時は、良如と同じく、琴か笛または筆簾であり、「阿茶々様」（本行寺准悟）は笛か笙である。良如の子息では「御吉」以外が琵琶を弾いた形跡はないので、この部分については『御堂衆略譜』⁽²⁵⁾の上記の箇所

の記載は再吟味されるべきであろう。なお、『法流故実条々秘録』でも、「御児様達御得度以前ハ（中略）当門様御得度被成候テハ、則笛又ハ琴役、

内陣ニテ被遊候。残御児様達、報恩講御太夜・御日中ニハ内陣ノ北ノ間へ簾中ヲ御出仕也⁽²⁶⁾との記載があり、さらに、この記述に続けて「当門様」、すなわち良如以外の、「残御児様達」のうち「阿古様」は箏篋、「阿茶々様」は笛、「御古様」は琵琶と担当した楽器が記されているが、こちらは「御堂奏樂記」と矛盾はない。

ところで、良如や阿古は「琴」を弾いたとされるが、演奏楽曲の楽器構成から、正確には「和琴」ではなく「楽箏」であると考えるべきであろう。⁽²⁷⁾「御堂奏樂記」でもほとんど「琴」の文字で表記されているが、寛永五年報恩講の記録からは「新門様 御箏」(44才、ウ)との表記がなされている。

いずれにせよ、上掲の『御堂衆略譜』によれば、絃楽器の役は、これらの子息や一門衆ら「御連枝」と呼ばれる門主に近い序列の僧侶に限定せられていたようであるが、後には、これらの者たちが遠方の諸国の寺の住持になったり、老齢となったために、御堂衆たちが管楽器ばかりで法要の奏樂を勤めるようになったようである。

さて、『法流故実条々秘録』の「翌年正月ニ撰州・河州御一家衆、年頭之御礼ニ上洛之刻、内陣出仕之御衆へ皆々役被仰付候^(教、筆者注) 笛、笙、箏篋等ノ役候面々心次第第二 光善寺准勝^{山口}笙ノ役、嚴行寺准超光善寺准玄笙常樂寺准恵笙頭証寺准誓僧慈敬寺准智毫撰寺善性箏篋恵光寺良超笙右之衆也。此衆ハ天王寺ノ楽人ニ稽古候。各天王寺近辺ノ家ヲ借一所ニテ習被申候」の部分については、「御堂奏樂記」にこの事象の

記載はなかったが、寛永四年六月以降の西本願寺内での楽人の増強の傾向をみれば、十分に考えられることである。「御堂奏樂記」25ウには、寛永四年八月二十八日の記事として、准如が、奉行の八木隼人佑をもつて、一家衆は残らず樂を稽古すべきと申し渡したとの記事があり、寛永五年の上記の申し付けもその延長上にあるものである。

これらを総合すると、演奏する人材については、准如自ら樂器まで指定して奏樂役を任じ、最初期は准如の子息や、御堂衆⁽²⁸⁾と言われる本山に常駐している身分の者たちだったようであるが、翌年寛永四年には、楽人の選定は四名の一家衆⁽²⁹⁾身分のものにも広がった。その後、一家衆は残らず樂の稽古をするべしとの沙汰があり、寛永五年正月には、撰津・河内の一家衆が挨拶に來た折りに、准如が彼らにも樂器を指定して奏樂役を仰せつけた。これらの撰津・河内の一家衆は、天王寺楽人に稽古をつけてもらい、わざわざ四天王寺の近所に稽古場として家を借りて、そこに一同に会して稽古を行っていた模様である。

以上が、「御堂奏樂記」を中心に他の資料に基づいて推測される、西本願寺法要への奏樂導入時期の経緯である。寛永二年報恩講以降は、毎月の宗祖命日月次法要でも、奏樂がなされており、以後西本願寺では、報恩講など大きな法要行事での奏樂が続けられていくことになる。いずれにせよ、寛永三年春の良如の得度が、寛永二

年報恩講での西本願寺への雅楽導入のインセンティブの一つになっていたと考えてよいであろう。明治までの公家社会では、順徳天皇が撰した『禁秘抄』に明記されているように、管絃すなわち雅楽演奏は、天皇が修得すべき帝王学の柱の一つであった。平安時代以降は、天皇は、幼少期に正式な御師のもとで楽器始めの儀式を行い、種々の朝儀で楽器を演奏していた。多くの楽器を修得する天皇もあつたが、「絃楽器では琴（和琴・七絃琴・箏）と琵琶、管楽器では笛（龍笛）と笙」³⁰がもつぱら修得され、打楽器を演奏することはなかった。これらは帝位を象徴する楽器と見做されている。

准如自身も、縁戚であり、また衣紋道を家職として、雅楽にも精通していた公家の山科言経から十代の頃に笙を習い³¹、しばしば言経や近習との楽会を行っており、時にはプロの天王寺楽人が加わることもあつた。その場合、准如は母とともに楽箏をも担当している³²。つまり、准如は少年時代から常に雅楽が周囲にある環境で育ち、雅楽についての深い教養や技量を持っていたと思われる。それゆえ、当然このような雅楽演奏や雅楽楽器の持つ象徴的な意味を深く認識していたことであろう。そして良如は、関白九条幸家の猶子となり、幸家の娘を内室としてゐる。門跡寺院の後継であり、かつ五摂家の家柄に関わる者が主宰する寺院として、法会に雅楽を用いることによって、また良如自身が雅楽を―しかも帝器といわれ、高位の者が奏するならないである琴（楽箏）や笛を―奏す

ることができるとをアピールして、そのステイタスに見合う格式を表現させようと准如が考えたことは十分に推測できることである。

また、法要において高貴さを象徴する絃楽器の音頭は、准如の子息たちに独占させるなど、楽器による序列付けがなされており、准如は、西本願寺内の雅楽アンサンブルが象徴する身分秩序の頂点に良如を位置付けて、またその周りを弟達で固めて、対内的にも門主後継者としてのイメージを強固なものにしようとしていたとも思われる。また、「御堂奏楽記」の寛永四年十月二十八日の宗祖命日月次法要には「大坂二被成御座候故、楽無之候也」³³（27才）との記載があり、准如が導師として行わない月次法要には雅楽を入れないという価値判断が示されている。奏楽がなされるかどうか、また、後で見ると、奏楽される場合の楽曲数などが、法要導師の格と関連付けられていて、雅楽奏楽が示唆する秩序によって西本願寺内部の身分秩序を明確にする意図がここからも見て取れる³³。

三 「御堂奏楽記」記載内容概観

本録部分は、いくつかの記録群に分かれている。試みに分類してみると下記のようになる³⁴。なお、雅楽曲名についての表記は、『明治撰定譜』にもとづく現行の雅楽曲名の表記とは異なる文字や表現（省略や付加）を用

いているものもあるが、本論においては、別表もふくめて「御堂奏楽記」記載の表記を用いる。⁽³⁵⁾

【1】寛永二年報恩講の日中法要の楽目と笛、琴、笙、箏の「音頭」担当者（主管者）の記載（4ウまで）…続けて5才に「如右書付ラレ、後堂ノヤリ戸ニ、ハリツケテオカレ候」と記載されている。准如自身が決定して、貼り付けたものと思われる。

【2】寛永二年報恩講の二十四日から二十七日までの速夜法要の楽目と笛、琴、笙の「音頭」担当者の記載（6ウまで）…二十一日から二十三日までの三座の速夜法要には、奏楽はなかったようで、「乱声」で出仕していたようであるが、二十四日からは速夜法要にも楽が用いられた。ちなみに、「乱声」は、通常は「新楽乱声」という笛の楽曲を数パートに分かれて追い吹きし、合間に等間隔に太鼓と鉦鼓が鳴らされる。この笛の楽曲の追い吹きはハーモニイが生成するように作られてはいないので、喧噪のような混沌とした音のうねりが生じる。この非日常的な音空間を作り出すことにより、神聖な存在、高貴な存在の出現が演出されるものである。現代の西本願寺の報恩講でも初座の御真影の厨子の開扉の際に、新楽乱声が奏される。ただし、この寛永二年の「乱声」が「新楽乱声」が奏されたものかどうかは不明である。

楽目としては、二十四日は越殿楽、二十五日は千秋楽、二十六日は輪台、二十七日は青海波であり、後掲する『本山年中行事』の記録⁽³⁶⁾によれば、速夜法要にはもっぱら、

盤渉調または黄鐘調が用いられたとのことであるが、輪台以外は盤渉調、黄鐘調の両方に同名の曲があり、どちらの調のものかは特定できない。一つの調子において統一されていたのならば盤渉調だったものと思われる。乱声と奏楽が並立していたのか、奏楽のみであったのかは詳らかではない。

【3】寛永二年報恩講の「役人衆ノ覚」（「音頭」以外の奏楽者の記載）（7ウまで）…打楽器や助音は御堂衆が担当していたことが読み取れる。

【4】「上様」（准如）が導師をする際と「惣」（その他の一家衆）が導師をする際の楽が入る箇所を示した差定（9才まで）…「御私記」を唱える際の所作について書かれているので日中法要についての差定と考えられる。⁽³⁷⁾ここから当時の日中法要の次第や奏楽のタイミングを推測することができるので素描してみる。

「上様」も「惣」も、まず「乱声」にて入堂、着座する。まず、「ネトリ（音取）」が奏される。音取は、奏楽がなされる前に奏される短い前奏曲のようなもので、各管の主管者（首席奏者）のみで奏する。六つある雅楽の調子にそれぞれ音取があり、その日に奏される楽目が帰属する調子の音取が奏される。

次いで、伽陀が唱えられるが、「上様」の場合は、この伽陀中に雅楽の付物があつたようである。「付物」とは、声明が唱えられる際に、同時に添えられる雅楽奏楽であるが、声明の旋律と関連をもった旋律が演奏される

場合と、関連なく独立した演奏を単に重ね合わせる場合がある。今日でも本願寺派の法要では、しばしば「三奉請」にその旋律に沿った雅楽奏楽の付物が付される。当時の付物がどのようなものであったかは詳らかではない。「惣」の場合は、伽陀の付物はなかったようである。

また、奏楽導入以前は、門主が導師の際は伽陀で登高座していたことは判明しているが、「惣」の登高座については、ここには記述がなく判然とはしていない。「惣」の場合は、着座した座で、高座に登ることなく、担当者が式を唱えていた可能性も排除しきれないが、少なくとも楽が導入された後は、伽陀で登高座して、楽で降りていたのであると推測する。次段落以降でその理由を述べる。

次の「御式（報恩講式）」の際に、奏楽がなされることになるが、『本山年中行事』に当時の報恩講での奏楽の様子を伝える重要な記述が二カ所残されている。以下に挙げて、「御堂奏楽記」と照らし合わせて、雅楽導入時期における報恩講での奏楽の様子を確認しておく。なお、この時期の報恩講は、元和三年（一六一七）に消失した後に、元和五年（一六一九）十一月に再建された仮阿弥陀堂に仮安置された御真影の前で執行されたことに留意しておく必要がある。

（A）「廿一日御太夜ヨリ廿八日迄御日中・御太夜ニ奏在之。則七日之間、樂并役御書出被成候。御日中ニ

ハ平調壹越ノ樂也。御太夜ニハ盤渉黃鐘（若ハ双調ノ樂也）。御所様被成ノ日、初日・中日・結願、此三度ハ樂二ツ、ナリ。余ノ御日中・御太夜ニハ一ツ、也。³⁸⁾

（B）「御所様御式之時ハ、樂ハ登高座二一ツ下リ樂一ツ二ツも在之。御式ノ間ニ御琴御付物也。新門様・理門様替々被遊候也。御日中・御太夜ノ御勤二付物在之。付物ノ役ハ其日ノノ樂ノ頭取ノ衆也。但、笛二管也。笙二管程。霽樂ハ壹管也。³⁹⁾」

「御堂奏楽記」によれば、「上様」の場合は、「御登高座ノ樂」が奏され、樂中に登高座の作法がなされ、「御式」が読誦される。「惣」の場合は、奏楽はなく「御式」の読誦となる。「御式」が終われば、「上様」の場合は奏楽がなされ、上掲の『本山年中行事』（B）には「御所様御式之時ハ、樂ハ登高座二一ツ下リ樂一ツ二ツも在之」とあるので、この奏楽で高座から降りていたのであろう。「惣」の場合も、「御堂奏楽記」によれば、このタイミングでの奏楽はあったようである。『本山年中行事』（A）の「御所様被成ノ日、初日・中日・結願、此三度ハ樂二ツ、ナリ。余ノ御日中・御太夜ニハ一ツ、也」⁴⁰⁾の示す「二ツ」の樂がこれであったのであろうが、上で疑念を呈したように、「惣」が高座に登ることがなかったのなら、奏楽をただ拝聴するということになる。

しかし、当時は、伽陀で高座に登るのがそれまでの通例であったので、「惣」⁽⁴⁾については、特に「御登高座ノ伽陀」などと表記する必要がなかったとも考えられるし、高座を降りる際の奏楽でないならば、准如でさえ奏楽に高座を降りる所作が伴われているのに対して、「惣」が式文を上げる際に奏楽のみを聞かせるとなると、准如が御式を読む際よりも付加価値を増した法要になってしまふ。それゆえ、「惣」の場合も、伽陀で高座に登り、奏楽によつて高座から降りる所作があつたと考えるべきであらう。

なお、『本山年中行事』(A)の「廿一日御太夜ヨリ二十八日迄御日中・御太夜ニ楽在之。則七日之間、樂并役御書出被成候。御日中ニハ平調壺越ノ楽也。御太夜ニハ盤渉黄鐘(若ハ双調ノ楽也)」という記述は、寛永三年報恩講以降の事象をまとめていると思われるが、奏楽される楽曲の調は、寛永二年分も含めて、「御堂奏楽記」に記載されている分については、この記述通りに、日中法要は平調か壺越調、逮夜法要には盤渉調または黄鐘調が選曲されているように思われる。日中法要における胡飲酒破・酒胡子・武徳楽・賀殿については同名の曲が、壺越調と双調の双方にあるが、修得の順番としては壺越調が基本となるので、雅楽導入初期であることを鑑みると、壺越調の楽曲であると推定してよいのではないだろうか。逮夜法要については「若ハ双調の楽也」との記述があるが、「御堂奏楽記」の記載範囲では、逮夜法要に

は双調の楽曲は見当たらない。逮夜法要に記載の見える越殿楽・千秋楽・青海波・蘇合(香)についても、同名の楽曲が黄鐘調と盤渉調の双方にあるが、記述からは寛永四年の十一月二十一日の盤渉調越殿楽以外は、どちらに帰属する楽曲かは判然としない。しかし、いずれにせよ『本山年中行事』(A)の「御太夜ニハ盤渉黄鐘」という記述の通りではある。なお、平調にも「越殿楽」という名称の曲があるが、日中と逮夜で意図的に楽曲の調を分けていたことは認定すべきであると思われるので、日中の奏楽曲の調である平調の曲を、あえて逮夜でも演奏することは考えにくい。寛永二年及び三年の逮夜法要の越殿楽は平調ではないと判断すべきであらう。

この奏楽が終われば、「上様」と「惣」のどちらの場合も、最後の「回向ノ伽陀」となる。

【5】寛永二年十二月から寛永三年十月までの毎月二十八日の宗祖月次命日法要で奏された楽目。寛永二年十二月二十八日については鞀鼓、鉦鼓、笙、笛、琵琶の担当者⁽⁵⁾の記載がある(12ウまで)…。寛永二年の報恩講以降は、宗祖の月次法要でも奏楽が導入されたことが、このたびの「御堂奏楽記」公開によつて、具体的な楽目とともに始めて明確となった。

特筆すべきは、寛永三年八月二十八日に「延喜楽」が、同九月二十八日に「納蘇利」が奏されていることである。それまで、壺越調または平調に属する唐楽曲が奏されていたが、この二曲は高麗楽である。唐楽曲と高麗楽曲は

楽器の編成や奏法が異なり、一般にはまず唐楽を習得してから高麗楽の学修に進む。高麗楽を演奏するということは、奏楽衆の楽目修得が一段階すすんだことを示しており、特に「納蘇利」は、この九月二十八日の奏楽を一つのステップとして、寛永三年報恩講の最終座の十一月二十八日の日中法要で、報恩講において初めて演奏されることになる。今日の報恩講においても、最終座の満日中の降礼盤の際には、唯一高麗楽の納曾利（納蘇利）が奏されており、この伝統が寛永三年まで遡れることがこのたびの翻刻で初めて明らかになった。なお、「納蘇利」とセットになって奏楽されている「林訶（林歌）」は唐楽と高麗楽の二種あるが、次項の寛永三年報恩講の十一月二十二日日中法要では唐楽として演奏されているので、唐楽の方であると強く推定される。

【6】寛永三年報恩講の日中・逮夜法要の楽目と「新御所様」（良如）、「阿古様」、「阿茶々様」の毎座の配役（20才まで）…「御堂奏楽記」によれば、寛永二年の報恩講では、逮夜法要に関しては二十四日から奏楽が導入されるなど、まだ法要奏楽のスタイルが確定していなかった。また、日中法要で宗主が報恩講式を読誦する二十二日と二十五日の奏楽は二曲になっていたが、十一月二十八日日中は太平楽一曲のみであった。しかしこの寛永三年の報恩講から、十一月二十八日の日中法要に、太平楽に加えて上述の高麗楽の「納蘇利」が奏されている。これにより、『本山年中行事』の「御所様被成ノ日、初日・中

日・結願、此三度ハ楽二ツ、ナリ」の記述を充たす奏楽スタイルは、寛永三年から固まったことを読み取ることができる。

また、宗主の登高座楽であったと思われる前半で奏された「太平楽」では「新御所様」、後半に奏された「納蘇利」では「阿古様」が「御琴」の役を担当して、一座の奏楽の中で「琴」奏者を交替している。最も華やかで満堂になる結願の座において、良如のすぐ下の弟の「阿古」も帝器である「琴」を、良如に次いで弾きうる姿を見せることは、宗主家全体の高貴さをシンボリックに伝えるには効果的なことであつたと思われる。なお、結願法要の次第については後述する。

【7】寛永三年十二月から寛永四年十月までの毎月二十八日の宗祖月次命日法要で奏された楽目（27才まで）…寛永三年六月二十八日以降は三管三鼓の担当者名も列記。寛永四年十月二十八日には「大坂二被成御座候故、楽無之候也」との記載がある。月次法要では宗主が出勤しない時は奏楽をしなかったことに、奏楽をするということが宗主の権威と結びついていたことを伺い知ることができる。

寛永四年六月二十八日の法要から、「興門様」（興正寺准秀）が簞簾での参仕を、七月二十八日の法要から「御吉御所様」も琵琶での参仕を始めており、准如に最も近い者たちに奏楽参仕が広がっていることは特筆すべきことであろう。

八月二十八日には、奉行の八木隼人佑を遣わして、一家衆は残らず樂の稽古をすべき旨を、月次法要に出勤していた一家衆に伝えさせたようである。また、九月二十八日には、「無人故」僧侶以外の、「岡少九郎」(笛)、「林右兵衛」(笙)、「東儀左兵衛」(箏)を召し出して奏樂させた旨が記されている。これらは、姓からして、おそらく天王寺方の禁裏衆人ではないかと思われる。禁裏衆人と西本願寺の関係については後述する。

【8】寛永四年報恩講の日中・逮夜法要の楽目と各管一名ずつ(おそらく主管者を指すものと思われる)と坊官を一組にした配役の列挙(36まで)…この報恩講には「御吉祥」も琵琶役で毎座参仕している。また、下間坊官達の名前が、主管者とともに記載されている。これら坊官は演奏をしたのではなく、二十一日御太夜に「役人少輔」とあるように、上に記されている演奏者を担当する「役人」であったと思われる。具体的には、『法流故実条々秘録』の次の記事が参考になる。

右樂器笛・箏・琵琶等ハ内陣北ノ間ノ仏壇ノ上ニオカレ候。坊官衆へ下間刑部卿仲玄同少進仲此同大進頼久同大式仲純・絹袴・直綴ニテ侍衆参詣ノ所ニ伺公被申、御兒様達御着座之後、一人ツ・立テ仏壇ノ上ニ被置候、ビチリ箏・笛・琵琶等御役之人々へ上被申候。御兒様達御得度之後、内陣へ御出仕之時モ、准如様御在世之間タハ、坊官衆後堂ニ祇候申、御出仕之後、後門ヨリ笛・琵琶等持参リ、樂過候テハ又

取二被出候キ。⁽⁴²⁾

この記事はちょうど寛永二年から数年後の記述である。得度をする前は、准如の子息たちは内陣の北の間において簾中にて月次法要や報恩講に出仕していたようである。これは、「御堂奏樂記」の寛永四年六月、七月に「阿古様」や未得度の准如の子息たちが「簾中ニテ」出仕していたという記載から(22才、23才)、また上記『法流故実条々秘録』の記載と同項目中にある「残御兒様達、報恩講御太夜・御日中ニハ内陣ノ北ノ間へ簾中方御出仕也」という記述からも伺うことができる。その場合、樂器は内陣北の間の仏壇にあらかじめ置かれており、得度前の子息達が着座の後に、侍衆参詣の所で待機していた坊官たちが仏壇の上から取り置き、それぞれの樂器の当役の者の前へ据えたようである。これらの子息たちが得度を終えて内陣に出仕するようになって、坊官は後堂から、樂器を出し運び、奏樂が終われば、樂器を内陣から撤去していた。主管者の下に書かれている坊官たちの名前は、そのつどの樂器運搬担当者の記載であると考えられる。なお、上記『法流故実条々秘録』の記載と同項目中の記述によれば、准如が往生した後一年ほどして、坊官衆がこのような給仕を断ったので、後は御堂衆が担当したようである。

【9】寛永四年十二月から寛永五年七月までの毎月二十八日の宗祖月次命日法要で奏された楽目…正月から三月分までは准如の四人の子息たちと興正寺門主の配役も記

載(41ウまで)。なお、この後に挿入紙があり、そこには「七夕」と記載された後に、雅楽曲七曲の名前が記載されている。詳細は不明であるが、節句である七夕を機会として奏楽の催しか、あるいは練習会がなされたのであろうか。『江家次第』第八巻の「七月七日 乞巧奠事」条には、この機会に御遊が行われたことも示されており、それに倣って西本願寺でも奏楽がなされたのかも知れない。

【10】寛永五年七月二十六日から八月一日にわたって行われた「森美作守母儀卅三回忌」の日中法要毎座の楽目(43才まで)……この西本願寺で催された森(毛利)忠政の母、妙好尼の三十三回忌では、初めて外部から依頼された法要における奏楽もなされた。まず二十七日には「御日中ニ楽アリ、先初二ハ音取、次ニ夜半楽一返ナリ、其次ニ伽陀、コノ伽陀四句ノ内ニ焼香仕候、申御斎入仏事ニ楽有之事、是初也」⁽⁴³⁾とある。また、法事の最終日の八月二日には、御日中の法要の後に楽「陵王破一反」が奏され、新門跡(良如)の琴の所作をはじめ、一家衆、御堂衆二十名による、いわば西本願寺自前の楽所によって奏楽がなされている。⁽⁴⁴⁾

【11】寛永五年報恩講の楽目と配役……ただし「二十三日御日中」の表記のあと、記載が途切れている(45才まで)。

四 准如期の報恩講における奏楽

さて、『本山年中行事』によれば、最後の座である十一月二十八日の日中法要は法要形態としても、行道・散華⁽⁴⁵⁾などがあり、最も華やかで、奏楽についても特別な仕様がなされた。日中法要の「御勤之事」の条には「御私記例年御所様也。御念仏新門様旧式也。伽陀之役、内陣へ出仕也。御式ノ前ノ楽、例年太平楽、式間ノ御念仏バンドウブシ也」⁽⁴⁶⁾(※「式」を「私記」と書くこともある。「報恩講式」のこと)とされ、その後唱えられるべき和讃を列挙したのち、「御式過テソノママ楽アリ。例年納曾利也」⁽⁴⁷⁾とされる。その後、經典の漢音読みがあり、その間に行道・散華がなされる。さらに短念仏、伽陀でもって法要が終えられる⁽⁴⁸⁾。

准如期の慶長十八年報恩講の最終日(日中法要の次第については――慶長期のものなので雅楽はまだ導入されていないが――青木忠夫氏が、了尊筆『慶長十八年霜月報恩講事』⁽⁴⁹⁾と筆者不明の『寛永拾四年報恩講中之次第』(個人所有)とを照合しつつ精緻な復元をされている。⁽⁵⁰⁾青木氏によれば寛永十四年報恩講の「儀式次第の根幹部分は慶長報恩講を踏襲している」とのこと、この間に雅楽の導入があったのであるが、この最後の日中法要の構成自体は寛永期にも大きな変化は起きていないようである。ただ、青木氏の論考は、慶長期の報恩講の復元を目的とされており、寛永十四年の報恩講における奏楽部分についての翻刻・言及はされていない。そこで、「御堂奏楽記」及び上掲の『本山年中行事』における寛永期におけ

る奏樂の記述を、青木氏の研究に加味して、雅樂が導入された直後の寛永三年・四年頃の最終日の日中法要の流れを概観したい。

乱声が奏されて、准如はじめ諸僧が入堂してくる。ついで登樂として太食調の音取と「太平樂」が奏され、准如が高座（礼盤）へ登る。「式三段」『報恩講式』と『歎徳文』を准如が唱える。式合念仏は坂東節で、次席（興正寺あるいは新門等）が出音していた。式間和讃六首は、内陣出勤僧が巡讃（交替）で発音する。式三段が終わると、伽陀が唱えられ、宗主は焼香する。青木氏が翻刻されている『寛永拾四年報恩講中之次第』においては「御私記ハテソノママ下朶（青木挿入・伽陀力）アリ、ソノ内御焼香被遊候⁽⁵¹⁾」とあり、奏樂ではなく伽陀で礼盤を降りている。他方、「納曾利」については『本山年中行事』に「此樂ハ一家衆ハ行道ノ用意有之付、役ハ不仕候⁽⁵²⁾」とあり、納曾利は行道の前に奏されていたことがわかるので、納曾利の奏樂タイミングは式三段と行道の間しか考えられない。つまり、雅樂導入期の納曾利は、降礼盤の儀式樂ではなく、献樂であった可能性がある。そうなる、と同じく太平樂も、「式ノ前」という表現から、必ずしも登礼盤の儀式樂ではなかった可能性もある。二十八日の二曲の雅樂曲は、礼盤を登降する際の付樂とも考えられるが、結願の日中法要は、特別な日であるので、こ

性も排除できない。青木氏の『寛永拾四年報恩講中之次第』の正確な全文翻刻が待たれることである。

次いで、行道・散華となる。宗主に合わせて、華籠と柄香炉を持ち、衆僧が起立する。その時に鑿が三つ打たれる。

宗主が漢音阿弥陀經を發音し、三周する。阿弥陀經が終われば鑿が二つ打たれる。

次に宗主が念仏を發音し、また行道を三周しつつ散華を行なう。華葩を散らすときは、六字の念仏（南無阿弥陀仏）の「仏」の字のときに散らす。念仏の終結部に、宗主は礼盤前、その他の衆僧もそれぞれの位置に戻る。念仏が終わると鑿が三つ打たれる。

全員が立っているうちに、「廻向之伽陀」が出され、その間に、華籠・柄香炉を卓の上に置き、着座する作法（礼儀）が行われる。この「廻向之伽陀」によって法要は終わる。

最終日の日中法要に加えて、雅樂導入時であった「御堂奏樂記」記録の時期（寛永二年～寛永五年）の報恩講の奏樂の様子についてまとめると、以下のようになるであろう。

【1】寛永二年以降、報恩講期間中は日中・逮夜には毎座、奏樂があった（寛永二年の逮夜法要については二十四日以降）。

【2】日中法要には平調あるいは壹越調の曲が、逮夜法要には盤涉調、黄鐘調の曲が用いられた。

【3】楽は、毎座一曲だが、御所様（准如）が親修する時（初日・中日・結願）は二曲奏され、それは登高座と降高座の際に奏された。一曲だけ奏される時は登高座の時のみであったと思われる。

【4】ただし、結願の十一月二十八日の日中法要においては、「式の前」に「太平楽」が奏され、式が終わればそのままに「納曾利（納蘇利）」が奏される。⁽⁵³⁾

【5】それらの楽の他に、御所様（准如）が親修する時は、報恩講式の間に准如の子息たちの絃楽器の付物や、經典の勤行の際に奏楽衆の頭による付物の雅楽演奏がなされた。

このように見ると、雅楽は、その奏楽の回数や特別な曲（最終日の日中法要でしか演奏されない太食調の太平楽や高麗楽の納曾利）によって儀式の軽重や宗主の特別なステイタスを演出するツールとして用いられている。それは、高貴な者が扱うとされる絃楽器を、まずは一門衆が担当し、特に帝器としての象徴的な意味を持つ「琴」の音頭は宗主後継者である良如にほぼ独占させていたことにも及んでいる。報恩講導入時の雅楽は、法要自体の格式を高めるとともに、法要儀礼で表現される宗主を中心とする秩序の明確化に寄与せしめられている。

上記の『本山年中行事』が執筆された正確な時期はわからないが、報恩講の記述については、准如が没したのは寛永七年十一月三十日であるので、寛永六年の報恩講より以前の事柄が遺されているといえる。つまり、寛永

二年の報恩講に雅楽奏楽が導入された後、わずか数年で、報恩講中の奏楽は、上記のように、「例年」のものとして定着していたということである。

五 禁裏楽人や天王寺楽人との関係

西本願寺の内部者による自律的な法要奏楽は、寛永二年から始まったとみるべきであるが、それ以前に、慶長十六年（一六一一）の親鸞聖人三百五十回忌の法要においても、外部者によって雅楽が奏された形跡がある。この大法要については、西光寺祐俊が詳細な記録である「高祖聖人三百五十年忌日次之記」⁽⁵⁴⁾（ただし、書かれたのは元和八年（一六二二）四月）を残している。しかし、この記録については、後代に慶証寺玄智が『大谷本願寺通記』の「宗祖三百五十年忌」に言及して、次のように述べている。「具出元和八年四月西光寺祐俊記。一云。伶人来奏楽。而祐俊記無之」。⁽⁵⁵⁾「一説には伶人が来て奏楽したとのことだが、祐俊の記録にはこのことは記載されていない」という玄智の指摘のとおり、上記の祐俊の記録には、奏楽をした形跡は見当たらない。しかし、祐俊は自分の記録の最後に「右元祖聖人参百五十年忌之記録、当初予若年之比筆記之、依之次第混乱之事等有之付、今重令清書者也」⁽⁵⁶⁾として、そもそも自分の記述に混乱がある可能性も示唆している。それゆえ、法要中に外部の伶人が来てなんらかの奏楽をした可能性は十分にある。

もし、上記の遠忌において外部から専門の伶人が来たとするならば、内裏での朝儀に仕えていた禁裏楽人が最も高い可能性があると思われる。そもそも、慶長期の禁裏楽人とはどのような存在であったのであろうか。律令制下においては、雅楽は「雅楽寮」で伝承されていたが、平安時代に内裏で奏楽の機会が増えたことによって、内裏のうちに衛府の官人を中心とした「大内(内裏)楽所」が設置され、次第に雅楽寮にとってかわり、朝儀での奏楽の中心となっていく。次いで南都の諸大寺で専属的に奏楽する「南都楽所」が置かれる。一方、四天王寺にも聖徳太子以来との伝承を持つ「天王寺楽所」が存在しており、平安時代の末期には、四天王寺の「聖霊会」における大規模な舞楽奏楽を担当していたことが分かっている。天王寺楽人は、他の二つの楽所の伶人のように禁裏へ出仕したり、官位を賜うことはなかったため、身分としては一段下に見られていたが、しばしば中央の貴頭に招かれて舞楽を披露して纏頭を賜ったり、また、吉田兼好は『徒然草』第二百二十段で、天王寺の舞楽は都に恥じないとする都での評判を書き記している。これら三方の楽所は、世襲される楽家によって構成され、例えば天王寺楽所であれば、東儀、岡、林、藺の四家とその庶流によって伝承されていた。

朝儀には大内楽所が独占的に参仕していたが、応仁の乱以降の戦乱により、楽人が落命したり、京都から離散したため、朝儀の奏楽が維持できなくなった。そこで正

親町天皇は、天正期に天王寺楽人を召し出して京都に住まわせて朝儀に出仕させ、次いで後陽成天皇が南都楽人も恒常的に参仕させることによって朝儀での奏楽の人的資源を確保した。⁽⁵⁷⁾これより三方の楽所が協働して、朝廷での奏楽を担うシステムが始まり、江戸幕府もこの体制を追認し、寛文五年(一六六五)に楽所全体に朱印状を与えて扶持を確保し、三方楽所の制度が確立する。これ以降、三方楽所によって、それぞれの固有の伝承を保持しつつ、禁裏での奏楽を共に担っていく。天王寺楽人も他の楽所楽人と等しい扱いとなり、官位を得て社会的地位が向上する。

さて、慶長八年(一六〇三)には、もとからの大内の楽家に加えて、三方の楽所から招集された楽人もまじえ二十四名の禁裏楽人が存在していた記録⁽⁵⁸⁾が残っており、慶長十六年(一六一一)の親鸞聖人三百五十回忌の頃には、禁裏の奏楽体制は十分に整っていたと見ることができる。上掲の『法流故実条々秘録』の雅楽導入時の記録には、「初之間ハ御児様達、御堂衆へ楽人四・五人ツ、召申御稽古候キ」との記載があり、指導のために招聘した「楽人」はこれらの禁裏楽人であったことと思われる。また、すでに見たように「御堂奏楽記」にも、寛永三年(一六二六)九月二十八日には、「無人故」僧侶以外の、「岡少九郎」(笛)、「林右兵衛」(笙)、「東儀左兵衛」(箏)を召し出して奏楽させた旨が記されている(26才・ウ)。「東儀」「岡」「林」は、天王寺方の楽人の姓であ

り、また「右兵衛」「左兵衛」など、衛門府に関わる官職名が付されているところから、これら三名は天王寺方の禁裏楽人ではないかと思われる。また、寛永五年（一六二八）正月に准如に楽の修得を仰せつかった撰津・河内の一家衆が、天王寺楽所の楽人に稽古をつけてもらうべく、わざわざ四天王寺の近所に稽古場として家を借りて、そこに一同に会して稽古を行っていたことが『法流故実条々秘録』に見られたが、おそらく上記の天王寺方の禁裏楽人が天王寺楽所との間をとりもったことも十分考えられる。後に見るように、延宝期に西本願寺に楽の指導に来ていたのも「東儀出雲」「林伊豆」という天王寺方の姓をもつ禁裏楽人であり、西本願寺は、同じく深く仏教法会に関わる天王寺方の楽人との縁が深かったように見受けられる。

これら外部の伶人と西本願寺の関係についても概観しておこう。寛永二年以降、報恩講等は西本願寺内部の楽人で奏楽するようになって、大法要においては外部の伶人を招聘することがあった。近くは寛永十三年（一六三六）八月十九日の祖殿（御影堂）再建立の慶讃法事である。この法要については性応寺了尊が「楽人衆十人参り候、御堂衆ノ後、坊主衆ノ前ニナラヒ居候、一行ナリ、折エホシ・ヒタ、レ着シ候⁽⁵⁹⁾」と記録を残しており、折鳥帽子、直垂を着た、すなわち御堂衆や坊主衆のような僧侶ではない楽人衆が、良如の入堂の際の「乱声」、「音取」、「登楽万歳楽二返」、「下楽太平楽一返」を奏した

とされている。この際の模様を、同じく慶証寺玄智は『大谷本願寺通紀』巻十一で「楽所十人列坐御堂衆後⁽⁶¹⁾」という表現を用いている。

後年になるが、玄智は『祖門旧事紀』巻二に収録されている、第十七代宗主法如（一七〇七〜一七八九）の在職期（寛保三（一七四三）〜寛政元年（一七八九））の「御本山両御堂年中行事」において、六月八日の前住上人忌の記録で「禁裏楽所来奏楽⁽⁶²⁾」と記している。それゆえ、上記の西本願寺の大きな法要で奏楽を担当した外部の楽人も、おそらくは禁裏の楽人、すなわち大内楽所の楽人であったと推察される。

良如宗主のもとでの寛文元年（一六六一）三月十八日から二十八日までの宗祖四百年忌についても、『大谷本願寺通紀』巻三に「楽人二十口列坐外陣左座（初中後束帯⁽⁶⁴⁾）」とある。この法要期間中の初中後、すなわち二十二日、二十五日、二十八日の日中法要に二十人の楽人が外陣で奏楽したようだ。二十「口」という数え方、また楽人の人数がかなり多いこと、また「束帯」（おそらく楽人の襲装束）をつけていると見られることから、外部の楽人、おそらくは大内楽所に奏楽を依頼したのであらうと思われる⁽⁶⁵⁾。

そして、『大谷本願寺通紀』には寂如期の元禄九年（一六九六）の大谷祖忌（大谷本廟の報恩講）において「伶人来奏楽 遂作永式」との記述がある。外部から伶人たちが来て奏楽をしたことが殊更に記述され、また、この

ようなことが大谷祖忌においても遂に「永式」、すなわち恒常的になったことが示されている。この『大谷本願寺通紀』の記事に関連する記録として、前出の『御堂衆略譜』において次のような興味深い記録がある。

延宝元年ノ比マテハ禁中ノ樂人、五・六人御堂後門ニカクレ居テ、管ヲフキケルカ、良如上人十三回忌ノ御法事ニ樂人廿人余、装束^{エボシ狩衣}ニテ御堂オモヘ着座シテ樂ヲ奏セシヨリ、今ニ至テ毎年報恩講・大谷御廟堂会式ニモ出仕勤ルコトナリ。又毎月廿六日ハ禁中ノ樂人東儀出雲・林伊豆・参河将監ナド三・四人ホド白書院ニテ御堂衆中ヘ樂ヲ伝フルナリ。拔頭⁶⁶黃鐘ノ鳥急ナトハ、元禄八・九年ノ間ニ習ヒエタリ

この記述によれば、上記の『大谷本願寺通紀』にあるように禁裏樂人が西本願寺の報恩講に出仕することが「毎年」になったのは、どうやらこの延宝二年（一六七四）の良如上人十三回忌が転機になっているようである。それまでもどうやら、御堂後門に隠れて、一家衆や御堂衆の奏樂を裏から支える、いわば黒子役をこなしていたようであるが、この時から御堂の表に着座して（おそらく御堂衆の座の後ろで）演奏するようになったようである。それまでは、あくまで西本願寺僧侶によつて独自に奏樂しているということを前面に出したかったようである。一方、わざわざ禁裏樂人を招いて奏樂の補助をしなければ技量的・音量的に不足があったことも事実である

う。たとえ法要の儀式楽といえども、奏樂の技量を保つことは不断の努力が必要であり、そのコストやリスクを考えると表立って禁裏のプロの樂人に依頼することの方を選んだのではないだろうか。延宝期に、法要での奏樂の担い手の中心は、准如期の一門衆・一家衆（及び一部の御堂衆）から御堂衆・禁裏樂人へと推移したようである。

また、この頃より、禁裏樂人に御堂衆が定期的に指導を受けるということも常態化したものと思われる。玄智も上記の『祖門旧事紀』巻二の上述の前住上人（湛如）忌の記述に続けて、報恩講（祖忌）に際しても準備段階で「御所樂人。来会御堂衆。講習樂伎⁶⁸」とあり、御堂衆が大内樂所の樂人による雅樂の指導を受けている。『御堂衆略譜』によれば、元禄八年（二六九五）及び九年（一六九六）に「拔頭」や「鳥急」といった樂曲の、特筆すべき指導があつたようだが、ちょうどその頃から延宝三年以降には「大谷御廟堂会式」への出仕はあつたようだが――大谷祖忌にも樂人が参仕することも「永式」になっているので、この時期にさらに禁裏樂人の西本願寺への浸透が第二段階の深まりをみせている。

第十四代宗主寂如（一六五一―一七二五）の時期になると、正徳元年（一七一）に行われた宗祖四百五十回忌に「構舞台於殿面。奏樂作舞等⁶⁹」ということが導入された。すなわち、西本願寺の大法会での舞樂上演の端緒である。法要中に雅樂奏樂がふんだんに用いられている

ことは勿論であるが、特筆すべきは、二十三日の日中の舞樂法会である。この法要内で、舞樂十二曲⁽⁷⁰⁾を三方樂所の樂人が集結して、演奏している。この際の舞樂法会は、江戸時代を通じて宗祖六百回忌(一八六一)まで毎回の遠忌において曲目も含めて踏襲されていく。⁽⁷¹⁾このことは本願寺雅樂史における極めて重要な事項ではあるが、「御堂奏樂記」の解説とは離れるのでここでは詳述しない。ただ、准如宗主がみずから役配を遣り戸にかきつけて寛永二年(一六二五)に始まった法要雅樂が、約八十六年を経て舞樂法会の導入へ繋がったことには感慨を覚える。

六 結語

西本願寺への雅樂導入の端緒から、江戸期の壮麗な舞樂法会に至るまでの経緯を概観した。戦国期の終了とともに、西本願寺は積極的に雅樂を法要へととり入れた。雅樂導入の最初のインセンティブは、対外的には、西本願寺の中枢の僧侶が雅樂演奏を行なうことができる教養と社会的地位を有することをアピールして、門跡寺院としての教団の価値を高めることであつたと思われる。対内的には、もっぱら准如の子息のみが、楽箏や琵琶など、宮廷でも高位の者が扱う絃楽器を弾くようにすること、または、宗祖や宗主との関連度が高い法要によって法要中の奏樂機会に多寡の差をつけるなどして、雅樂によつ

て西本願寺内部における秩序を明示した。

江戸時代に入つて、西本願寺に雅樂が定着し、教団として安定してくると、奏樂の持続可能性に価値を置き、御堂衆が恒常的に禁裏樂人による指導を受けたり、重要な法要ではいわばプロの禁裏樂人が奏樂を担当するようになった。また、最重要の法要機会においては、三方樂所の樂人を招集して、宮中舞御覽並の舞樂法会を行なった。

本願寺教団は、新興であつたため蓮如時代に至るまで南都北嶺の教団との葛藤が絶えなかつた。その時点では、それら旧仏教体制の象徴でもあつた雅樂奏樂を導入することは、積極的理由もなく、また、本願寺教団にはそのような余裕もなかつたであろう。しかし、蓮如による大幅な教団の拡張によつて、本願寺は仏教界における大きな勢力となり、顕如期には門跡寺院となつた。つまり天皇を頂点とする公家社会と密接に結びついた旧仏教体制とも深い関わりを持ち、教団としてその価値基準に配慮せざるをえなくなつた。この枠組みのなかで、西本願寺において、旧仏教体制の法要に欠くことのできない雅樂奏樂が導入され、それは寂如期の舞樂法会の採用によつて、西本願寺における法要雅樂の一つの完成態となる。

確かに親鸞の思想そのものに基つけば、法要に雅樂を導入することは必然ではなく、教団組織論的な側面が強かつたことは否定しにくい。しかし、他方で、平安時代末期には、雅樂が阿弥陀如来の極樂浄土の音楽に準ずる

ものであるという観念は天台宗を中心とする仏教体制ではすでに確立していた。⁽⁷²⁾ 門跡成りという政治的な理由がインセンティブとなったとはいえ、極楽浄土の音楽を法要で奏するということが自体は否定するものではなかった。また、法然が美しい音曲を「入宗の方便」と考えて、教団運営の戦略に組み入れていたことを考えれば、法要中の雅楽奏楽は、親鸞の立場と完全に矛盾するものでもない。むしろ、すべての罪業深重の凡夫を救いの対象とする阿弥陀如来の救いの教説が、美しい雅楽音楽によって、可能な限りの多くの民衆の心に触れるように持続して工夫することは、「門跡成り」した浄土教教団としての、固有の宗教的な責務でもあったと考えることもできるのではないだろうか。

(おの しんりゅう 天王寺楽所雅亮会副理事長・

関西大学客員教授)

註

- (1) 堅田修「真宗教団における儀礼―特に法会について―」『大谷学報』第三七巻第一号、大谷学会、一九五七年、同「真宗教団と民俗信仰―教義と社会的実践の問題について―」(大谷大学編『親鸞聖人』法蔵館、一九六一年)、佐々木孝正「本願寺教団の年中行事」(『日本仏教学会年報』第四三号、日本仏教学会、一九七八年)。

- (2) 草野顕之「戦国期本願寺教団における年中行事の成立」『戦国期本願寺教団史の研究』法蔵館、二〇〇四年、三八一頁。

初出…「戦国期本願寺教団における年中行事の意味」『大谷学報』第六七巻第一号、一九八七年収録)。

- (3) 例えば、青木忠夫「第四部 報恩講等本願寺年中行事」(『本願寺教団の展開―戦国期から近世へ―』法蔵館、二〇〇三年。初出…「戦国期本願寺報恩講の「改悔」に関する一考察」『仏教史学研究』第三七巻第一号、仏教史学会、一九九五年収録、及び「本願寺准如筆「慶長期報恩講日記」『同朋大学仏教文化研究所紀要』第一九・二〇号、同朋大学仏教文化研究所、二〇〇〇・二〇〇一年収録)。

- (4) 『歎異抄』(真宗聖教全書編纂所編『真宗聖教全書』第二巻、大八木興文堂、一九四一年、七七六頁)。以下、『真宗聖教全書』は『聖全』と略記する。

- (5) 『聖全』第二巻、七七六頁。

- (6) 覚如『改邪鈔』(『聖全』第三巻、一九四一年、七九頁)。

- (7) 同右、七五頁。

- (8) 千葉乗隆「本願寺教団の展開と掟」(千葉乗隆編『本願寺教団の展開』永田文昌堂、一九九五年、二頁)。

- (9) 覚如『改邪鈔』(『聖全』第三巻、七八頁)。

- (10) 同右、七一五～七一六頁。

- (11) 覚如の儀礼観についての最新の研究としては、山田雅教「覚如における声明観形成の背景」(『中世真宗の儀礼と空間』法蔵館、二〇二一年。初出…「覚如における声明観形成の背景」『行信学報』通刊第三二号、行信仏教文化研究所、二〇一九年)。

- (12) 山中裕・明山虔・池田尚隆・福長進校注・訳『栄花物語』
②(新編日本古典文学全集、小学館、一九九五年、二八二頁)。
- (13) 同右。
- (14) 同右、二七一頁。
- (15) 草野顕之「本願寺の堂舎と莊嚴の変遷」(『戦国期本願寺教団史の研究』法蔵館、二〇〇四年、三六六頁。初出…「莊嚴と教化」『真宗大谷派の莊嚴全書』四季社、一九九四年)。
- (16) 本願寺史料研究所編『増補改訂 本願寺史』第二卷(浄土真宗本願寺派、二〇一五年、二六頁)。
- (17) 「法流故実条々秘録」(千葉乗隆編『真宗史料集成』第九卷、同朋舎、一九七六年、四三六頁)。
- (18) 「御堂衆略譜」(千葉乗隆編『真宗史料集成』第九卷、同朋舎、一九七六年、八〇〇頁)。
- (19) 本所報掲載の尾崎誠仁氏の解題・翻刻参照。
- (20) 「毛利忠政母妙好三十三回忌本山応請法事記」(千葉乗隆編『本願寺史料集成 西光寺古記』同朋舎、一九八八年、七五頁)。
- (21) 「解題」(千葉乗隆編『真宗史料集成』第九卷、同朋舎、一九七六年、五〇頁)。原文は次のようになっている。「近代之儀者先師談話、又者野子見来伝聞候所書之」(同書、三九七頁)。
- (22) 例えば、青木忠夫氏は注記で寛永二年説の存在に触れつつも、寛永三年説に立脚されている。青木忠夫「本願寺准如筆「慶長期報恩講日記」」(『本願寺教団の展開―戦国期から近世へ―』法蔵館、二〇〇三年、四〇四頁参照)。
- (23) 添付の別表3参照。
- (24) 良如(准如次男)の弟たちの幼名と後の名をまとめておく。「阿古」は准如四男で後に本浄寺光恕、「阿茶々」は准如五男で後に本行寺准悟、「御吉」は後に准如六男で本徳寺准円。「興門」の興正寺門主准秀は、寛永五年十二月に准如の娘と結婚する。「御堂奏樂記」によれば寛永四年六月二十八日の宗祖の月次法要から筆簾で奏樂の参仕を始めている。なお、『御堂衆略譜』に見られる「阿古殿 光昌院」は准如七男で、後の勝興寺良昌。
- (25) 准如の子息たちは、得度前でも御逮夜・御日中には、内陣の北の間に着座して樂を奏し、得度後の報恩講の際は内陣に毎座参仕して演奏したことが記されている。また、上記の祐俊の記録によれば、良如は寛永三年卯月(陰暦四月)十九日に得度して、すぐに内陣に出仕し、笛又は琴を奏したことが記録されており、このことは「良如上人一代記」(本願寺蔵)にも、寛永三年の四月二十八日に琴を奏したと記されている(本願寺史料研究所編『本願寺年表』浄土真宗本願寺派、一九八一年、一二三頁参照)。
- (26) 「法流故実条々秘録」(『真宗史料集成』第九卷、四三七頁)。
- (27) 中国から導入された絃楽器は、柱を立てない「キン(琴)」と柱を立てて調絃する「ソウ(箏)」に区分される。近世初頭の雅樂の様式では、雅樂音楽において「キン」が奏され

ることはなかったので、「御堂奏楽記」の「琴」は、「楽箏」か日本古来のコトである「和琴」となる。「和琴」も古代は帝器であり、「和琴」である可能性は完全に排除することはできないが、一般的には管絃演奏に用いられるのは「楽箏」であり、管絃演奏で和琴を用いる場合でも楽箏を欠いて和琴のみを用いることはほとんどないので、ここでの「琴」は楽箏であると解すべきであろう。

(28) 「御堂衆」の概念も戦国期以降変遷があるが、本願寺直参の僧侶から選ばれ、堂内陣における給仕や供花などの雑役奉仕を基本的な職掌とするが、勤行や教学等にも関与する。戦国末期以降は、勤行や教学を通じて一家衆との関係を深め、その命を受けて教団運営にも関わった(草野顕之『戦国期本願寺教団史の研究』、三三四～三三六頁参照)。また、御堂衆に関する最新の研究としては、安藤弥『戦国期宗教勢力史論』(法蔵館、二〇一九年)。

(29) 「一家衆」は宗主との親族関係を軸とした宗主の最側近僧侶衆。仔細に分析すると種々の類型の一家衆が存在するが、本稿に関してはさしあたって草野顕之氏に倣って、「一家衆とは戦国期における本願寺親族の総称である。彼ら一家衆は、本願寺においては宗主を補佐し、地方においては地域教団の中核となる」(草野顕之『戦国期本願寺教団史の研究』、二〇六頁)と理解しておく。一家衆の中でも、宗主の嫡流等、最も血縁関係の近い僧侶衆はしばしば「一門衆」といわれる。

(30) 豊永聡美『天皇の音楽史—古代・中世の帝王学』(吉川弘文館、二〇一七年、三頁)。

(31) 『言経卿記』には、「御兒笙教之、先日ヨリ少タツ、也」(天正十六年三月七日条)とあり、言経が准如に「小楽譜」を一冊進呈して笙を教えたり(東京大学史料編纂所編『大日本古記録 言経卿記三』岩波書店、一九六二年、三七頁)、また准如の所望に応じて青海波の譜面を書写して渡す(同書、天正十六年五月二十五日条、七三頁)などしており、言経が准如の雅楽の師のような役割を担っている。なお、大坂天満本願寺時代の当時の言経は勅勘によつて身分を剥奪されて京都を追放されており、本願寺及び興正寺の庇護を受けつつ大坂に住んでいた。

(32) 『言経卿記』において、天正十六年から翌年にかけて、准如が加わったことが明確に読み取れる稽古会の機会は、①天正十六年五月九日(同書、六七頁) ②同年五月十九日(同書、七一頁) ③同年六月三日(同書、八八頁) ④同年七月七日(同書、一〇二頁) ⑤同年九月二十六日(同書、一二八頁) ⑥同年十二月三日(同書、一五一頁) ⑦天正十七年五月十四日(同書、二二一頁)の七回あり、このうち④⑤では准如は楽箏を弾いており、また④⑤⑥には「天王寺伶人」の林将監が(⑤には東儀将監も)加わっている。また、天正六年三月十三日にも准如が、林将監、東儀将監、言経から稽古を受け、一緒に楽を吹いたと推測されうる記事がある(同書、三九頁)。これらの他にも、准如が言継らと

楽会・稽古会を行ったと推測される記述が少なからず見受けられる。

(33) そして、准如は教団内では至聖であるので、奏楽をして他者に奉仕することは敢えて控えている。

(34) 「御堂奏楽記」に見える演奏楽目は、報恩講については別表1に、宗祖月次法要については別表2にまとめておいた。適宜参照されたい。

(35) 表記が異なるものも含めて、「御堂奏楽記」に記載されているすべての楽曲について、それに対応すると思われる現行の雅楽曲が存在する。大きく異なる表記だけ、対応する現行曲の表記を()内に示す。郎君子(老君子)・林譚(林歌)・竹林(竹林楽)・陵王ノ破(蘭陵王)・小娘子(小郎子)・三台ノ急(三台塩急)

(36) 「本山中行事」(千葉乗隆編『真宗史料集成』第九卷、同朋舎、一九七六年、八二六頁)。

(37) 当時の報恩講の逮夜法要は、正信偈、念仏和讃が勤行されていた。「本山中行事」(『真宗史料集成』第九卷、八二五頁参照)。

(38) 「本山中行事」(『真宗史料集成』第九卷、八二六頁)。

(39) 同右。ただし、『真宗史料集成』で「楽ハ登高座ニ一ツ下り、楽一ツ二ツも在之」と翻刻している部分は、本文のように読む方が、雅楽依用として理に適っているし、意味がよく通るので変更している。原本も確認したが、本文のように翻刻することを妨げる要素はなかった。

(40) 「本山中行事」(『真宗史料集成』第九卷、八二六頁)。

(41) 寛永五年の「毛利忠政母妙好卅三回忌本山応請法事記」

〔西光寺古記〕同朋舎、一九八八年、七九頁参照) によれば、七月二十八日の日中法要に准如が出仕した際には、「乱声」の演奏があり、その後「音取」が奏されて本来の楽曲の奏楽がなされるところ、准如が「御扇子御取ナサレ」て、移動の所作に入つたため、御堂衆の延寿寺が即座に伽陀を出して、音取に続けての奏楽ができなかったハプニングも記載されている。寛永五年においても通常は伽陀で高座に登る作法が通例であつたことがうかがえる。

(42) 「法流故実条々秘録」(『真宗史料集成』第九卷、四三七頁)。

(43) 「毛利忠政母妙好卅三回忌本山応請法事記」(『西光寺古記』七五頁)。なお、右の記録では性応寺了尊は「毛利忠政」と表記しているが、正確には「森忠政」(信濃国川中島藩主、後に美作国津山藩の初代藩主)を指す。

(44) 同右、七八〜七九頁。メンバーも詳細に記録されている。僧侶ではないと思われる者も混じっている。「御堂奏楽記」には寛永二年の報恩講時、寛永四年の六月から八月の宗祖月次法要については、絃楽器や音頭以外の詳しい楽器の役配が記載されているが、これらに記載されている者とほぼ同じ顔ぶれがこの法要に出仕している。「琴 新門跡様 箏 阿茶々様 笛 阿茶々様 笙 治部卿 仏照 明覚 清左衛門 西宗寺 炤善寺 笙 治部卿 仏照 寺 金宝寺 専福寺 琵琶 御古様 本専寺 太鼓

延寿寺 鉦鼓 西覚寺 鞆鼓 金蔵寺。※「予」は性
応寺了尊。

(45) 行道・散華は十一月二十八日の最後の日中でのみ行われた。
慶長十六年の報恩講より導入されている。これも准如によ
る門跡寺院にふさわしい法要構築への改革の一環といえる。
西光寺祐俊は「慶長拾六辛亥高祖聖人三百五十年忌日次之
記」において「例年霜月二十八日行道・散華、同法衣・法
服・七条袈裟に成候事、慶長十六霜月報恩講ヨリ初候也」
と書き残している。首藤善樹編『本願寺史料集成 慶長日記』

(同朋舎、一九八〇年) 二一八頁。

(46) 「本山中行事」『真宗史料集成』第九卷、八三二頁。

(47) 同右。

(48) 同右参照。

(49) 首藤善樹編『慶長日記』二九二頁以下。

(50) 青木忠夫「本願寺准如筆「慶長期報恩講日記」」(『本願寺
教団の展開―戦国期から近世へ―』法蔵館、二〇〇三年、
三九七―四〇二頁)。

(51) 同右、四〇一頁。

(52) 「本山中行事」『真宗史料集成』第九卷、八三二頁。

(53) 楽中に礼盤の昇降や立列があつたかは確定しがたい。納會
利については「一家衆」は行道の用意があるので、奏楽役
を免れていたことが記載されていたのでおそらく楽中に華
籠・柄香炉を取って立つという所作がなされたのではない
かと思う。

(54) 首藤善樹編『慶長日記』一九九―二一八頁。

(55) 「大谷本願寺通紀 卷三」『真宗全書史伝部』(蔵経書院、一
九一四年) 五四頁。

(56) 首藤善樹編『慶長日記』二一八頁。

(57) 西山松之助『家元の研究』(西山松之助著作集第一巻、吉
川弘文館、一九八二年、一六二頁参照)。

(58) 同右、一六三―一六四頁参照。

(59) 「寛永十三年御影堂御移徙記」(千葉乗隆編『本願寺史料集
成 西光寺古記』同朋舎、一九八八年、一九三頁)。

(60) 慶証寺玄智に関する研究も最近進展を見せている。たとえ
ば、岩田真美「近世における真宗の歴史的 연구の先駆―玄
智『大谷本願寺通紀』―」(『真宗学』第一四一号、龍谷大
学真宗学会、二〇二〇年) がある。

(61) 「大谷本願寺通紀 卷十一」(『真宗全書史伝部』蔵経書院、
一九一四年、二四四頁)。

(62) 第十六代宗主湛如(一七一六―一七四一)を指す。

(63) 「祖門旧事紀」(『真宗全書雑部』蔵経書院、一九一四年、
二九四頁)。

(64) 「大谷本願寺通紀 卷三」(『真宗全書史伝部』蔵経書院、
一九一四年、五九頁)。

(65) 武田英昭『本願寺派勤式の源流―宗祖より現代まで―』(本
願寺出版部、一九八二年、五七頁) には、「法要の差定は慶
長十六年春の三百五十回忌と余りかわっていないが、はじ
めて雅楽を依用された。これは寛永二年の報恩講以来のこ

とである」との記述があるが、玄智の記述や、祐俊の『法流故実条々秘録』の「御堂法事二楽初り候」の記述と齟齬があるので、再精査が必要であるように思われる。

(66) 「御堂衆略譜」(『真宗史料集成』第九卷、八〇〇頁)。

(67) 「大谷本願寺通紀」の寛文三年(一六六三)の祖忌の記録にも十一月二十八日の日中法要に「今日伶人四口。於後門奏樂。余日不来」との記録があり、報恩講の最終日の日中法要に外部の樂人が来て、やはり後門で吹奏していたようである。「大谷本願寺通紀 卷三」(『真宗全書史伝部』、藏經書院、一九一四年、六一〜六二頁参照)。

(68) 「祖門旧事紀」(『真宗全書雜部』、二九六頁)。

(69) 「大谷本願寺通紀 卷三」(『真宗全書史伝部』、七三頁)。

(70) 曲目は、振鉾・萬歳樂・延喜樂・迦陵頻・胡蝶・打毬樂・狛粹・太平樂・古鳥蘇・陵王・納曾利であった。

(71) 宗祖の五十年ごとの大遠忌の中日二十三日の日中法要を、舞樂法会スタイルで行うことは、六百回御忌まで、この四百五十回御忌が、上演する舞樂の曲目をほとんど変えず、ほぼ完全に踏襲されていく。闡猷輯記「高祖聖人五百回御忌御記録」(龍谷大学図書館貴重資料画像データベース、大宮字台文庫、024-I-125-W-4 第二冊 43〜62) 及び「祖門旧事紀」(『真宗全書雜部』、三〇七頁)、誓阿記「祖師五百五十回御遠忌 初中後日中法会之次第」(龍谷大学図書館貴重資料画像データベース、大宮・龍谷蔵 022-126-1 19〜25)、堂衆専修寺所持「六百回御忌御法会差定」(武田英昭

『本願寺派勤式の源流―宗祖より現代まで―』本願寺出版部、一九八二年、七九〜八〇頁収録)をそれぞれ参照せよ。

五百回忌から五十年ごとの大遠忌には、法要の冒頭に「振鉾」が舞われ、「十天樂」奏樂に伴われた、「鳥(迦陵頻)」、「蝶(胡蝶)」の舞人による「伝供」作法が加わっている。そのあと舞樂「迦陵頻」と「胡蝶」、次いで「菩薩破」の奏樂。その後、舞樂「萬歳樂」、「延喜樂」と続く。四百五十回忌の際よりも、舞樂法会の組み立てに忠実に即した形態に法要の枠組みが改変されている。法要後の法樂であるの入調舞樂曲目は、四百五十回御忌以後まったく変わらず、打毬樂・狛粹・太平樂・古鳥蘇・陵王・納曾利が固定されており、長慶子で退出となっている。

ところが、明治維新によって三方樂所が解体され、三方樂所の樂人のほとんどが上京して宮内省の樂部へ移り、畿内から離れたことによって、事実上、遠忌で行われたような舞樂法会を行なうことが困難になった。しかし、第二十二代宗主鏡如のもとでなされた明治四十四年(一九一一)の六百五十回遠忌でも、(二期一日二座(三月十六日)二十五日、四月八日)十六日)にわけられ、大阪の雅亮会に依頼して、毎座に舞樂が一曲ずつ取り入れられ、舞樂法会の形態を維持している。

(72) 小野真龍「浄土思想と雅樂」・「往生伝と往生講式―音楽成仏思想」(『雅樂のコスモロジー』法蔵館、二〇一九年)参照。

<別表1>「御堂奏楽記」記載 報恩講楽目

	寛永二年	寛永三年	寛永四年	寛永五年 (記載は22日逮夜まで)
日中				
22日	五常楽・鶏徳	林訶・夜半楽	五常楽 二返・小娘子 三返	武徳楽 三反・賀殿二返
23日	胡飲酒破	胡飲酒	酒胡子 三返	
24日	酒胡子	颯踏	胡飲酒 三返	
25日	郎君子・越殿楽	入破・陵王	賀殿 二反・陵 二返	
26日	武徳楽	賀殿	武徳楽 三反	
27日	賀殿楽	万歳楽	夜半楽 二反	
28日	太平楽	太平楽・高麗 納蘇利	太平楽 二反・納蘇利 二反	
逮夜				
21日	楽目不明	越殿楽	盤渉 越殿楽、辺数如常	白柱 二反
22日	<楽なし>	竹林	千秋楽 二返	竹林 一反
23日	<楽なし>	白柱	拾翠楽	
24日	越殿楽	千秋楽	竹林	
25日	千秋楽	輪台	輪台 二返	
26日	輪台	蘇合	白柱 二反	
27日	青海波	青海波	青海波 二反	

※「返」「反」は曲の頭に戻って繰り返すこと。

<別表2>「御堂奏楽記」記載 宗祖月次法要楽目

寛永二年		寛永四年		寛永五年			
12月28日	賀殿・胡飲酒	1月28日	五常楽・太平楽	1月28日	老君子 二反・三台塩急 二反		
寛永三年		2月28日	胡飲酒・酒胡子	2月28日	菩薩 一反・新羅陵王 二反		
1月28日	酒胡子・陵王ノ破	3月28日	越殿楽・夜半楽	3月28日	賀殿 二反・武徳楽 三反		
2月28日	小娘子・夜半楽	4月28日	武徳楽・賀殿楽	4月28日	夜半楽・鶏徳		
3月28日	陵王ノ破・賀殿楽	5月28日	颯踏・入破	5月28日	颯踏・入破		
4月28日	鶏徳・越殿楽	6月28日	郎君子・小娘子	6月28日	酒胡子・胡飲酒		
閏4月28日	入破・颯踏	7月28日	皇輦急・長慶子	7月28日	林訶・太平楽		
5月28日	抜頭・三台ノ急	8月28日	胡飲酒・酒胡子	7月7日 (七夕節句) 五常楽・夜半楽・蘇香合 輪台・青海波・賀殿・陵王			
6月28日	賀殿・陵王ノ破	9月28日	賀殿・陵王破				
7月28日	菩薩・新羅陵王	10月28日	楽なし				
8月28日	扶南・延喜楽	12月28日	抜頭・万歳楽				
9月28日	納蘇利・林訶						
10月28日	賀殿・陵王ノ破						
12月28日	酒胡子・武徳楽						

〈別表3〉 「御堂奏楽記」記載 准如の子息らの担当楽器

	良如	阿古	阿茶々		良如	阿古	阿茶々	御吉	興門
寛永二年 報恩講				寛永四年月次法要					
21日 逮夜	笛	琴	笙	6月28日	琴	箏	○	○	箏
22日 日中	琴	箏	笛	7月28日	○	琴	笛	琵琶	箏
23日 日中	○	琴	笙	8月28日	笛	琴	○	琵琶	箏
24日 日中	琴	箏	○	9月28日	○	○	笛	琵琶	○
24日 逮夜	笛	琴	笙	10月28日 楽ナシ					
25日 日中	笛	琴	笙	寛永四年 報恩講					
25日 逮夜	笛	琴	笙	21日 逮夜	笛	琴	笙	琵琶	箏
26日 日中	琴	箏	笛	22日 日中	琴	箏	笛	琵琶	箏
26日 逮夜	笛	琴	笙	22日 逮夜	琴	箏	笛	琵琶	箏
27日 日中	笛	琴	笙	23日 日中	笛	琴	笛	琵琶	箏
27日 逮夜	笛	琴	笙	23日 逮夜	笛	琴	笙	琵琶	箏
28日 日中	琴	箏	笛	24日 日中	琴	箏	笛	琵琶	箏
寛永三年 報恩講				24日 逮夜	琴	箏	笛	琵琶	箏
21日 逮夜	○	琴	笙	25日 日中	笛	琴	笛	琵琶	箏
22日 日中 (林歌)	琴	箏	笛	25日 逮夜	笛	琴	笙	琵琶	箏
(夜半楽)	○	琴	笙	26日 日中	箏	箏	笛	琵琶	箏
22日 逮夜	琴	箏	笛	26日 逮夜	箏	箏	笛	琵琶	箏
23日 日中	琴	箏	笛	27日 日中	(御式 担当)	琴	笙	琵琶	箏
23日 逮夜	○	名前 のみ	名前 のみ	27日 逮夜	笛	琴	笙	琵琶	箏
24日 日中	琴	箏	笛	28日 日中	琴	箏	笛	琵琶	箏
24日 逮夜	琴	箏	笛	寛永四年報恩講以降 の月次法要					
25日 日中 (入破)	○	琴	笛	12月28日	○	○	○	○	○
(陵王)	○	箏	笛	1月28日 (寛永五年)	箏	箏	笛	琵琶	箏
25日 逮夜	○	琴	笛	2月28日	笛	箏	笙	○	箏
26日 日中	○	琴	笛	3月28日	琴	箏	笛	琵琶	箏
26日 逮夜	琴	箏	笛	4月28日以降配役記 載なし					
27日 日中	○	琴	笙	寛永五年 報恩講					
27日 逮夜	○	琴	笙	21日 逮夜	箏	箏	○	○	箏
28日 日中 (太平楽)	琴	箏	笛	22日 日中 (配役記 載なし)					
(納蘇利)	○	琴	笛	22日 逮夜	箏	箏	○	○	箏

※○ 印は名前・配役の記載なし 「琴」は楽箏のことと解釈するが一応「御堂奏楽記」の表記に従って記載する。

《研究所の諸活動(二〇二一年度)》

- 1、本願寺史料研究所保管の文書調査・整理
- 2、研究の社会的還元

(1) 『本願寺史料研究所報』の編集・発行

第六一号、二〇二一年九月三〇日刊行

第六二号、二〇二二年三月三一日刊行

(2) ホームページの更新

3、『本願寺教団史料』近畿編Ⅱ(大阪編)の編集

4、本願寺文化財に関する事

5、諸寺院並びに研究所・図書館等の史料調査

6、『増補改訂 本願寺史』の編集

【第四巻】資料収集・整理・編集

7、公開講座

近藤俊太郎「恵信尼文書の発見と立教開宗七〇〇年記念法要

——一〇〇年前の本願寺——

佐藤 文子「江戸時代の寺内と町奉行」

新型コロナウイルス感染症の拡大状況を受け、例年の二会場(東京・京都)での開催を取りやめ、御正忌報恩講法要期間限定(二〇二二年一月九日から一六日)のオンライン配信を実施

8、その他

(1) 本願寺・真宗史に関する質問への回答

(2) 他の研究機関・研究者との研究連携

(3) 他機関・研究者よりの保管資料類の閲覧依頼に対する資料提供

《編集後記》

本号は、尾崎誠仁氏と小野真龍氏から、それぞれ力作をご寄稿いただきました。両先生に厚く御礼申しあげます。相互に深く関連する内容をご寄稿いただいたこともあって、本号は雅楽特集号のようになりました。

また、ご覧のように、本号は通常号に比してかなり分厚くなりました。ここまでボリュームのある所報の刊行は初めてのことです。当初は小野論文を分載せざるをえないと考え、編集作業を進めていたのですが、やはり一括掲載すべき内容であると判断し、異例の編集となりました。

本号で取りあげられた「御堂奏楽記」(本願寺蔵)については、本願寺の雅楽の解明にとつて、極めて重要な手掛りを与える史料です。本号の史料紹介と解説論文により、本願寺の法要における雅楽導入の時期や内実について、新たに解明された点がいくつもあります。読者の皆様には、どうぞご味読くださいますよう、お願い申し上げます。

このほど、『増補改訂 本願寺史』第二巻の増刷が決まりました。当研究所の成果を多くの方に手に取っていただけて誠に嬉しく存じます。厚く御礼申しあげます。今年度刊行予定となっている『増補改訂 本願寺史』第四巻も、よろしく願ひいたします。